

# 1. 子育て支援

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での子育てを支援する拠点として、ほっと HOT・中条をはじめ 7 か所に「地域子育て支援センター」を設置し、遊びの場や親子の交流の場の提供、育児相談、育児講座などを行ってきました。</li> <li>● 市内には公立私立合わせて保育園が 8 か所、認定こども園が 2 か所あり、就学前児童の 8 割強に当たる千人超を受け入れる体制が整っています。</li> <li>● 「育児の援助を受けたい方」と「援助を行いたい方」から登録をいただき、地域の支え合いの中で保育園等の降園後の預かりなどの育児支援を行うファミリー・サポート・センターの運用を開始しました。</li> <li>● 国が運用する児童手当制度に加えて、18 歳までの子どもを対象とした医療費の助成や第 3 子以降の保育料の無償化（所得が一定額以上の場合は半額）などの支援を行ってきました。</li> <li>● 小学生を対象とした放課後児童クラブでは受入を小学 6 年生までとし、19 時まで開設してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは子育て分野の取組に対する評価の約半数を「どちらとも言えない」が占めています。</li> <li>● 毎年 4 月時点では入園希望者を全て受け入れることができていますが、年度途中での入園希望には対応し切れていない状況です。</li> <li>● 保育園・認定こども園の中で休日保育を実施しているのは 2 園です。また、病児・病後児保育については、保護者から開設の要望が寄せられていたため、平成 29 年開設に向け、病児・病後児保育環境の整備を進めています。</li> <li>● ファミリー・サポート・センターの援助を受けたい登録者及び利用実績が増加していますが、子育て世帯への調査では保育園・認定こども園以外の育児支援制度の認知度はあまり高くありません。</li> <li>● 発達障害の子どもやひとり親家庭など手厚い支援が必要な事例が増加傾向にあります。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化が進む中、まちの宝である子どもを社会全体で支えていくことが一層重要になってきます。</li> <li>● 市内では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代の仕事と育児の両立のために低年齢児や病児・病後児への対応といった支援制度の充実を図る必要があります。</li> <li>● 一部の子育てサービスの認知度が低いのは「(子どもを) 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」方が多いためと考えられますが、必要な世帯に必要な支援が行き届くよう認知度や利用実績の向上を図る必要があります。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 親世代が、出産や仕事を諦めることなく、安心して子育てを楽しんでいます。
- ◇ 多様な育児支援制度や、子育てを温かく見守り・支える市民や地域の存在により、子どもが健やかに成長できるまちになっています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、子育て世帯のニーズを把握して、各種制度の活用や関係者との連携などにより、適切に課題に対応します。また、子育て等についての相談体制を整備し、行政のみならず子育て世代が集う機会等の創出を図ります。
- ◇ 市民は、子育て世帯を温かく見守るとともに、必要に応じて支援の手を差し伸べます。そして、子育ての当事者は、悩みを抱え込まずに相談し合います。

## (4) 施策の内容

### ① 子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化

- ◇ 助産師や保健師による家庭訪問、各種健診、子育て支援センターの相談機能等の拡充を図ることで、妊娠期から切れ目なく子育て世帯と気軽に相談しやすい関係を構築します（胎内市版ネウボラ）。
- ◇ ファミリー・サポート・センターの活動や保育園の一時預かりの充実、医療機関との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
- ◇ 子育てサークル等の活動を支援することにより子育て世帯の孤立化を防止します。
- ◇ 児童家庭相談員を配置し、子どもの見守り体制の強化を図ります。
- ◇ 医療費助成の対象となる範囲や保育園等の受入体制の更なる整備、各種助成の内容や対象の拡充を検討します。

### ② 保育や預かりサービスの拡充

- ◇ 待機児童の通年解消に向けて、特に 3 歳未満児保育（乳児保育）の拡充を図ります。
- ◇ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の継続や、休日保育、病児・病後児保育の充実および質の高い保育の提供とこれを実現する保育人材の確保に努めます。
- ◇ 「小 1 の壁」に対応するため放課後児童クラブの受入体制の強化を図ります。

### ③ 支援を必要とする世帯への対応の強化

- ◇ こころとことばの相談事業等の相談体制を強化するとともに、健診等未受診の家庭を積極的に訪問するなど、問題を早期に発見し、保護者が悩みを抱え込まないよう支援を行います。
- ◇ 各種手当による金銭的支援・家事援助などの生活支援やファミリー・サポート・センターの拡大等体制づくりを行い支援を必要とする世帯を支えていきます。

### ④ 子育てに関する理解の促進

- ◇ 子育てを見守り支える社会をつくるため、各種啓発活動に取り組みます。
- ◇ 子どもを対象としたイベントや子どもの遊び場を設けることにより子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 祖父母の協力による子育てを後押しする体制づくりを推進します。
- ◇ 企業主導型保育事業の展開や時短勤務・育休の推奨について市内企業に働きかけを行い、ともに検討を進めます。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

## 2. 子どもの教育

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には小学校が5校、中学校が4校あり、「教育は人づくり、地域をつくる崇高な営み」という理念のもと、ふるさと学習やキャリア教育、国際交流・外国語活動など様々な教育プログラムを展開してきました。</li> <li>● 平成22年4月には柴橋小学校と本条小学校の統合により胎内小学校が、平成25年4月には黒川小学校、鼓岡小学校と大長谷小学校の統合により黒川小学校が開校しました。</li> <li>● 旧耐震基準で建設された中条小学校、黒川小学校、中条中学校、築地中学校、黒川中学校の5校で耐震診断および耐震改修を実施しました。</li> <li>● 平成27年度から施設見学にも対応した新たな給食センターを稼働させました。</li> <li>● 学校給食において地域の食材の提供をはじめとする食育に取り組んできました。</li> <li>● 地域住民や保護者、学校関係者が連携・協力して子どもの教育を支援する体制づくりを進めています。</li> <li>● 経済的な理由で就学等が困難な人のために、学校給食費や学用品費等の一部を援助する就学援助制度や、高校生や大学生等を対象にした無利子の奨学金制度を設けてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは子どもの教育に関する満足度が高く、キャリア教育の分野では市内の学校が平成25年から3年連続で文部科学大臣表彰を受けています。</li> <li>● いじめや不登校の実態把握と防止対策に取り組んだ結果、不登校児童・生徒の発生率が減少しています。</li> <li>● 学校支援ボランティアの登録が行われているほか、平成28年度から黒川小学校では学校と保護者、地域住民等が連携して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの設立準備を進めてきました。</li> <li>● 市内には県立中条高等学校と平成26年に南イリノイ大学新潟校の跡地に開校した私立開志国際高等学校が立地していますが、市内に居住する15歳以上（専門学校生、大学生を含む）の人の通学先は7割超が市外となっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは子どもの教育の充実が優先度の高い施策の1つとなっており、学校や地域住民等と連携しながら今後も優れた教育プログラムを継続して提供していくことが重要です。</li> <li>● 直ちに防災上問題となる施設はないものの、今後も経年劣化に対応した改修をはじめとする施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。その一方、子どもの数は今後も減少することが予想されることから、学校施設の再編を含めて今後の学校のあり方を検討する必要があります。</li> <li>● 子どもや親の負担が少なく希望の進学ができるよう高等教育等を受けやすい環境の整備が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 自分で考え学び、自己への責任と郷土への愛着と誇りを持ち、ふるさとと日本の将来に貢献できるようなたくましい人材が育っています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、学校や関係機関などと連携しながら子どもの可能性を伸ばす優れた教育プログラムや教育環境の提供に努めます。
- ◇ 市民は、地域で子どもを育てるという意識を持ち、子どもの成長や学校運営を見守り、支援します。

### (4) 施策の内容

#### ① 健康な心身と豊かな人間性を育む教育の提供

- ◇ 子どもの体力向上、芸術・文化教育、食育に取り組みます。
- ◇ いじめや不登校の実態把握と防止対策に引き続き取り組みます。
- ◇ 特別支援学級と関係機関との連携により就学前から青年期、成人期以降まで継続性をもった教育相談支援体制を構築します。
- ◇ 姉妹都市交流などを通じて子どもの国際感覚を育みます。

#### ② 確かな学力を習得する教育プログラムの提供

- ◇ 「分かる・できる」授業の改善や、学校と家庭が連携した家庭学習の習慣化に継続して取り組むことにより、確かな学力を身につける子どもを育てます。
- ◇ 学校評価や教職員の研修、教育補助員の配置などにより指導力の向上を図ります。

#### ③ 学校・家庭・地域の連携によるふるさとを学び・つくる教育の推進

- ◇ 地域や市内企業・団体と連携してふるさと学習やキャリア教育の充実を図り、「学」「社」連携の整備・取組を進めます。
- ◇ 地域による学校支援活動（学校の教育活動や環境整備、子どもの登下校の見守り等）をより充実させていきます。また、放課後子ども教室や放課後学習支援、公民館や空き家、学習塾等を活用した学外の居場所・学びの場の開設支援などにより、地域で子どもを見守り、育てる体制を構築します。
- ◇ 地域を基盤とする子ども会等の地域コミュニティの在り方を検討するとともに、活動への支援を図ります。
- ◇ 「地域とともに歩む学校づくり」の実現に向けて、コミュニティ・スクールを目指します。

#### ④ 学校施設の改修・最適化の検討

- ◇ 子どもの教育環境に与える影響や利便性などを考慮しながら将来の児童・生徒数の減少に対応した学校の再編を検討します。
- ◇ 校舎の長寿命化や非構造部材の耐震化、ICT機器等の導入など教育環境の整備を図ります。
- ◇ 老朽化に関する学校施設の点検にあわせて防犯・防災の対策についても検討を行います。

#### ⑤ 高等教育等の対策

- ◇ 財政的な事情により進学を諦める子どもが少なくなるよう奨学金や貧困家庭への学習支援等を継続して実施します。
- ◇ 市内に立地する高等教育機関等と連携した学習機会や交流などにより、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

### 3. 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり

#### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 26 年度から市が委嘱したブライダルアドバイザーが出会いから結婚までを支援する「たいない婚活プロジェクト」を実施しました。</li> <li>● 出会いの場となる交流イベントの開催やイベント情報等を提供する「たいない交流・出会いサポートメール」の登録・発信を行ってきました。</li> <li>● 不妊に悩む夫婦を対象に、高額な治療費の負担を軽減するため県の事業に上乗せして助成してきました。家庭や地域で少なくなった乳幼児と触れ合う機会を補う場として、中学生を対象にした赤ちゃんふれあい教室を実施しました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 26 年度から開始した「たいない婚活プロジェクト」には、これまでのべ 60 人が登録し、4 組の結婚・婚約に結びついています。</li> <li>● 出会いと結婚・家庭に関するアンケート調査では、結婚の障害として「出会いの場所がない」、「適当な相手にめぐり合わない」ことが多くあげられています。</li> <li>● 過去 30 年間で胎内市の合計特殊出生率は約 2.0 から約 1.5 へと大きく減少しています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少に歯止めをかけるため、若い世代の結婚・出産・子育ての願いを叶えることが地方創生の大きな柱の 1 つであり、事業の成果を見ながら実施内容を改善していく必要があります。</li> <li>● 結婚に対する意識の醸成に向け、中学生から 20 歳代を対象に家族・結婚・妊娠・出産・子育て等将来の人生設計（ライフデザイン）を具体的に考え、結婚や家庭を持つことの意味や楽しさを理解し、自分らしい結婚や家庭生活の実現を応援する必要があります。交流イベントをはじめとする婚活支援や出会いを望む方等に必要な情報が行き届くような仕組みづくりが必要です。</li> </ul>

#### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 若者が結婚・妊娠・出産の願いを叶え、市内には新しい家族や子どもが増えていきます。

#### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、結婚・家族の在り方等に関する啓発を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する市民の希望を叶えるサポートを行います。
- ◇ 市民は、子どもへのライフデザイン教育や出会いの場にもなるような空間・イベントづくりに協力します。

#### (4) 施策の内容

##### ① 出会いの場づくりと結婚・妊娠・出産にかかる不安感・負担感の解消

- ◇ 生徒・学生や未婚者を対象にライフデザイン講座等を開催して、若者が結婚・妊娠・出産を含めた将来の人生設計を前向きに考える後押しをします。
- ◇ 県事業である「“ハートマッチ” にいがた」を通じて、登録者の出会いをサポートします。
- ◇ 地域のイベントや地域スポーツクラブ等の取組と連携して、出会いの場づくりを行います。
- ◇ 周辺自治体と連携した婚活イベントの開催を検討します。
- ◇ 子育てや教育等に関する支援制度の PR、検診及び医療費の助成などを行うことで不安感や負担感の軽減を図ります。

##### ② 妊娠・出産を支える相談・医療体制の充実

- ◇ 胎内市版ネウボラ（施策 1 参照）やパパママ学級の実施により、手厚い相談・支援体制を構築し、妊娠・出産に対する不安の解消や母子の健康の増進を図ります。
- ◇ 安全で安心できる妊娠・出産のため、市内及び周辺の医療関係者と連携を図りながら周産期医療体制の整備を図ります。

#### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

## 4. 郷土の歴史と文化の保存・継承

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史と自然が豊かな胎内市では考古資料と天然記念物を中心に90件超の国・県・市指定文化財があり、この文化財の保護と維持管理を行ってきました。</li> <li>● 胎内市の歴史・文化を後世へと伝えるため、奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、桃崎浜文化財収蔵庫、考古資料室・民俗資料室、シンクルトン記念館などの施設で文化財をはじめとする歴史・文化資源の保存と公開を行ってきました。</li> <li>● 上記の施設の運営などを通じて文化財保護団体やボランティアガイドの育成に取り組んできました。</li> <li>● 城の山古墳を題材にした文化財シンポジウムや燃水祭、板額の宴といった地域の歴史に触れるイベントの開催や、文化財を解説する説明板の設置などを行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国指定史跡奥山荘城館遺跡などを中心に遺跡の発掘調査を行っており、調査が完了したものから整備、公開を進めているほか、指定を新たに受けた文化財が年間1件程度増えています。</li> <li>● 総合学習やふるさと体験学習などの機会に文化財関連施設が活用されていますが、利用者数が概ね横ばいとなっており、目標値には届いていません。</li> <li>● 史跡や文化財には指定されていない街並みや寺社仏閣も貴重な歴史・文化資源であり、平成23年3月に新潟県が作成した「文化・歴史探訪 まち歩き・まち巡りガイドマップ（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）」では、「幕末の良港・桃崎浜の繁栄を偲ぶ」「まちなかに残る宿場町・中条の面影」の2コースが取り上げられています。</li> <li>● 坂井神楽保存会、鍬江芸能保存会及び獅子舞保存会の神楽舞や獅子舞が市の無形民俗文化財に指定されているほか、他の団体等も伝統芸能の保存と継承に取り組んできました。</li> <li>● 文化財の保護や各種イベントの開催にあたり、200名以上の会員を有する奥山荘郷土研究会や板額会、中条会津ハー会等の団体の協力を得ているほか、歴史や街並みを紹介する胎内市観光ボランティアガイドなど多くの個人が協力してくれています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは「建造物や遺跡の保存・調査活動」を望む声が多く、目に見える成果を期待する様子が見えませんが、文化財関連施設の利用を促進するために文化財等を通じて、広くまちの歴史・文化を学べるような総合的な取組が必要です。</li> <li>● 地域コミュニティの中心であり文化財を収蔵する場合も多い寺社仏閣が全国的に存続の危機を迎えていると言われており、文化財以外の歴史・文化資源についても保存・継承していく仕組みづくりが必要です。</li> <li>● 無形文化財については、存続に向けて活動する団体はあるものの、全体として担い手は減少傾向にあり対応が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 歴史・文化に触れることで郷土への関心と愛着を持つ市民が増えています。
- ◇ 歴史・文化に対する探究心が市民による自主的な生涯学習活動や地域の活性化につながっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、まちの財産である文化財等の保存・継承に責任を持つとともに、その実現のために文化財等の魅力を伝え、活用する方策を検討します。
- ◇ 市民は、身近なまちの歴史や文化に関心を持ち、その魅力について周りに積極的に伝えることに努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 文化財の調査と保護

- ◇ 遺跡の調査・発掘や郷土資料の収集・保管、収集済の文化財の保存・活用、そして歴史的価値の高い城の山古墳の国指定史跡指定など貴重な歴史・文化資源が失われないよう調査と保護を計画的に行います。
- ◇ 分散して立地している複数の文化財関連施設で巡回展を開くなどにより、市民に多くの歴史・文化に触れ、学ぶ機会を提供する方策を検討します。

#### ② 伝統文化の保存と継承

- ◇ 生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞や獅子舞等の伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への支援を検討します。
- ◇ 学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習の中で、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

#### ③ 歴史・文化資源を生かした地域の活性化

- ◇ 文化財シンポジウムの開催や説明板の設置、既存の史跡公園等施設の積極活用やICTを活用した文化財に関する情報発信に取り組めます。
- ◇ 寺や神社を中心とした祭礼や市などの営み、周りの市街地景観といった周辺環境も含めた文化財を取り巻く歴史的風致の維持等に取り組めます。
- ◇ 地域の活性化に取り組む市民団体の支援や地域の魅力発見やモデルルートの作成、語り部の育成等の講座の開設などを通じて、その土地の物語を掘り起こし、発信する取組を支援します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 5. 生涯学習

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には公民館や図書館、産業文化会館のほか、胎内昆虫の家や胎内自然天文館、胎内クレーストーン博士の館・胎内陶芸体験館、美術館、各種文化財施設などの展観施設があり、それぞれの施設で多様なイベントや学習・体験等の市民講座を企画・開催してきました。</li> <li>● 市民からの申請に基づいて社会教育関係団体の認定を行い、認定団体に対して各種情報提供や団体間の交流・連携の促進、社会教育施設の使用料の減免などの支援を行ってきました。</li> <li>● 市民が実施する文化・芸術分野を含む様々な活動に対して助成してきました。</li> <li>● 市民の日頃の活動の成果を発表する場として、胎内市美術展覧会やジュニア美術展覧会、マナビップフェスタ等のイベントを開催してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館や図書館の利用者数が減少しているほか、その他の展観施設では利用者数が概ね横ばいとなっており、目標値には届いていません。</li> <li>● 平成27年に乙地区交流施設きのと交流館が、平成28年に胎内市美術館がオープンしました。</li> <li>● 生涯学習活動の拠点となる中央公民館と図書館は、耐震改修を行いました。築約60年が経過しており、機能面や維持管理の面で課題を抱えています。</li> <li>● 市内では社会教育団体の認定を受けたものだけで40を超える団体が活動していますが、市民アンケートでは生涯学習活動等に「よく参加している」または「ときどき参加している」という回答は全体の2割弱に留まっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化が進む中で“生涯”学習のニーズや重要性が一層高まることが予想されるため、限られた人の活動から、より多くの人に関わり、誰でも気軽に参加できるものへと生涯学習の輪を広げていく必要があります。</li> <li>● 市民アンケートでは「施設の使いやすさ」が第一に求められており、施設の老朽化対策とあわせて利用者の利便性向上を図る必要があります。また、高齢者も利用しやすい身近な活動場所の充実についても検討が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ あらゆる年代の市民が学ぶ意欲を満ち、学んだことを生かす、発表する場があるまちになっています。
- ◇ こうした活動を通じて、多くの市民が生きがいや多世代とのつながりを持ち、豊かな人生を送っています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、活動場所の確保や団体間の交流の促進、情報提供などの支援によって、市民が生涯学習活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 市民は、多様な学習機会への積極的な参加や企画・運営への参画を通じて自ら学び、交流するよう努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 市民が参加しやすい多様な学習機会の提供

- ◇ 施設の特徴を生かしたイベントや市民講座を継続して開催します。
- ◇ 専門知識や特技を持った市民や学校、市内の企業やNPO等の団体と連携し、文化財、高齢福祉等各種分野の取組などを巻き込んで、イベントや市民講座の魅力向上や対象年齢の拡大を図ります。
- ◇ イベントや市民講座は、できるだけボランティアなど地域の協力者を巻き込んで実施し、そのボランティアをきっかけに生涯学習活動に参加する人が増えるよう努めます。

#### ② 市民による自主的な活動の育成・支援

- ◇ 自らの知識や特技を生かして市民講座を開きたい人、地域で作品展等を開きたい人など“活動したい人”を募って活動場所の紹介や仲間集めの助言、広報の手伝いなどの支援を行います。そして、市民講座の卒業生等に対しても自主的に活動が継続できるよう同様の支援を行います。
- ◇ 活動の目標ともなる成果発表の場や他団体とノウハウを共有する機会となる場を設けるなど生涯学習団体が活動を続けやすい環境を整備します。
- ◇ 市民による様々な活動や講師等の情報をデータベース化し、市民が気になる活動を見つけ、参加しやすい環境を整えるとともに、市民の参加や活動団体同士の交流を促すコーディネーターを配置して、ある時は参加者が主催者や講師となり、またある時は講師が運営を支える裏方となるような循環型の生涯学習社会の実現を目指します。

#### ③ 活動拠点の整備検討

- ◇ 生涯学習をはじめとする市民活動の拠点にふさわしい機能を確保するため、施設の老朽化対策の中で施設内容を充実させる建替えや改築、相乗効果を生み出す施設の集約化などの適正配置等を検討します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 6. 生涯スポーツ

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合グラウンドや各地域の体育館、国際交流公園テニスコート、山村広場（胎内球場）や海洋センターなど様々な運動施設があります。また、市内には他にも、スキー場や海水浴場、ゴルフ場など自然の中でスポーツを楽しむことができる場所も多く存在します。</li> <li>● スポーツ団体を支援するため、生涯学習施策と同様に社会教育関係認定団体への支援を行ってきたほか、市内のスポーツ団体への補助金の交付やスポーツバスの運行も行っています。</li> <li>● 市民がスポーツに親しむ機会として、スポーツフェスティバルをはじめとするレクリエーションプログラムを取り入れたイベントやスポーツ教室を開催してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の利用が多い施設、合宿やレジャー目的で市外からの利用が多い施設など利用状況は様々で、利用者数が目標値に達していない施設も存在します。</li> <li>● 平成28年5月にランニングコースやトレーニングルームを擁する新しい総合体育館（通称「ぶれすぽ胎内」）がオープンしました。平成24年にはスポーツ施設をはじめとする公共施設の予約システムを導入し、利用者の利便性向上を図ってきました。</li> <li>● 中条体育館（平成28年6月廃止）や黒川体育館、旧小学校の体育館を利用した地域スポーツ施設が概ね築40年を経過して老朽化が進んでいます。</li> <li>● スポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行っているほか、平成23年2月には総合型地域スポーツクラブ わくわくたいないが誕生するなど、老若男女がスポーツに親しむ環境が整いつつありますが、市民アンケートでは生涯スポーツ活動等に「よく参加している」または「ときどき参加している」という回答は全体の2割弱に留まっています。</li> <li>● 平成26年に私立開志国際高等学校が開校し、アスリートコースに所属する子どもが全国大会で活躍する姿が見られるようになったほか、柔道やソフトテニス等で中学生が全国大会に進出するなどの活躍が見られます。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツフェスティバルの企画やぶれすぽ胎内の機能の検討にあたっては、競技スポーツだけでなく健康・体カづくりに配慮したものであること、今後もより多くの市民が生活の中でスポーツに親しめるような環境や機会を整備していくことが必要です。</li> <li>● 平成32年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを機に、障がい者スポーツに対する理解や裾野の拡大を図ることが重要です。</li> <li>● 地域スポーツ施設の老朽化が進んでいますが、市内に多数存在するスポーツ施設の全てを今後も維持していくことは財政上困難であることから、廃止を含めた対応を検討することが必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず多くの市民が生活の中でスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。

## 基本政策1 子育て・教育・学び ～子どもの成長、豊かな心と生きる力を育むまちづくり～

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、貴重な活動場所となる体育施設等の適切な管理、活動団体に対する支援やスポーツを見て楽しむ機会の創出などによって、市民が生涯スポーツ活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 市民は、体育施設等の利用・観戦マナーを守りながら、自身の健康・体力の状態に見合った運動・観覧・ボランティア等の多様なスポーツ活動を定期的・持続的に実施します。

### (4) 施策の内容

#### ① 習慣的な運動につながる多様なプログラムの提供

- ◇ 総合型スポーツクラブやその他の活動団体と連携し、医療・福祉分野の取組を巻き込んで、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず参加しやすくなるような多様なプログラムの提供に取り組みます。
- ◇ 子どもがスポーツに触れるきっかけや、体力向上や社会性を培う場としても貴重な場となっているスポーツ少年団・スポーツ教室の活性化に向けて、指導者の育成や負担軽減、親子で参加できるプログラムの提供等に取り組みます。
- ◇ 砂浜や登山道、河川堤防などの場所において、自然と親しみながら健康・体カづくりができるような環境整備を検討します。

#### ② 施設の適切な維持管理と利用促進

- ◇ 各施設の今後の利用計画は、体育施設としての利用状況や市民の利便性に加えて防災機能等を総合的に評価し、廃止を含めて検討します。
- ◇ 管理運営や利用促進に民間のノウハウや資金、人材を積極的に活用して、施設の有効活用を図ります。
- ◇ ぶれすぽ胎内や総合グラウンド、リバーサイドパークなどの拠点施設が集積するエリアを健康づくりの拠点と位置付け、障がい者を含めた多様な市民が利用しやすい環境づくりをソフト、ハードの両面から検討します。

#### ③ スポーツを通じた交流の促進

- ◇ 胎内リゾート周辺の体育施設を活用し合宿する団体や私立開志国際高等学校など胎内市とつながりのある団体、選手等との交流を通じて、競技者だけでなく観戦・応援やボランティアなどで他の市民も交流する機会を創出し、地域の活性化を図ります。
- ◇ レベルの高い競技を見る、専門家から指導を受けるなどにより、市民のスポーツ活動に触れる機会の増大を図ります。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 7. 健康づくり

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康対策を、病気を減らす「疾病対策」と生きがいやふれあいを増やす「元気対策」の2つを柱に総合的な健康づくりに取り組んできました。</li> <li>● 疾病対策では、各種健康診査、健康相談、健康教育、予防接種等を実施しています。これらを実施するにあたっては、多くの市民に利用してもらえるように、個人通知や広報等による案内、保健推進員等の地区組織を活用した呼びかけを行ってきました。</li> <li>● 元気対策では、健康づくりボランティア（元気ふれあい広め隊）を育成し、市民協働で元気づくりプログラムを企画、運営、多くの市民に元気づくり（生きがいやふれあいを増やすこと）を広める活動を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胎内市の平均寿命は男性 79.7 歳、女性 87.6 歳で、国、県の平均を僅かに上回っています。</li> <li>● 健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定め、取組を進めてきました。</li> <li>● 特定健康診査の受診率は国、県の平均よりは高く、近年増加傾向にあるものの、目標である約6割から1割ほど低い状況です。また、特定健康診査の結果では、HbA1cの値が保健指導以上に該当する人の割合が県平均よりも高い状況です。</li> <li>● 平成25年4月に、にこ楽・胎内がオープンし、ほっとHOT・中条と2拠点体制で健康づくり活動の研修会やイベントの開催を行ってきました。</li> <li>● 元気ふれあい広め隊の活動により、元気づくりプログラムの延べ参加者数も大きく増加していますが、50歳代以下ではこうした活動の認知度が低い状況です。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の増加に伴い、医療・介護の需要増大が見込まれることから、市民の生活の質の向上及び健康寿命を延伸する疾病対策、元気対策をこれまで以上に推進することが必要です。</li> <li>● 特に若い世代から健康づくりに関心が持てるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民が疾病予防や悪化防止に努め、生きがいや張り合いを持ち、いきいきとした生活を送っています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民の心と体の健康を守るため、健康に関する啓発や専門的な指導、市民活動に対する支援等を行います。
- ◇ 市民は、自分の健康は自分で守るという意識のもと適切な生活習慣を心がけるとともに改善し、各種健康診査や元気づくりプログラム等に積極的に参加します。

### (4) 施策の内容

#### ① ライフステージにあわせた健康づくりの推進

- ◇ メタボリック症候群対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群対策や子どもの肥満対策など目的や年齢にあわせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
- ◇ 全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
- ◇ ほっとHOT・中条、にこ楽・胎内、ふれすぽ胎内等の施設の利用促進などの方策を検討し、運動に取り組めるような仕組みを構築します。

#### ② 早期発見・早期治療の体制強化

- ◇ 特定健診とがん検診の受診率向上に向けて、実施場所の拡大や無料クーポンの配付といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策の検討を行います。
- ◇ 市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の取組を促進します。

#### ③ 元気・ふれあい・生きがいづくりの推進

- ◇ 市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっとHOT・中条とにこ楽・胎内を中心に元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター（介護予防・日常生活支援総合事業等）や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による地域でのサロン活動、サークル活動などを促進します。
- ◇ 自殺予防のための相談支援体制の拡充や支援者となる市民の研修などの取組を推進します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 8. 医療体制づくり

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には病院が中条中央病院と黒川病院の2か所、診療所が16か所、歯科診療所が15か所存在します。</li> <li>● このうち黒川診療所、黒川歯科診療所については、市職員の医師及び業務委託による歯科医師により診療が行われています。</li> <li>● 休日の一次救急医療を確保するため、中条地区休日診療所の運営にかかる経費の一部を負担してきました。</li> <li>● 休日の二次救急医療を確保するため、胎内市と新潟市、新発田市、阿賀野市、聖籠町の5市町で輪番制による病院運営事業を行ってきました。特に中条中央病院に対しては、担当医師を確保するために胎内市単独で補助金の交付等も行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胎内市を含む下越圏域は、人口10万人当たりの医師数が全国平均及び県平均を下回っており、全国的にも医療資源の少ない地域に挙げられています。特に胎内市には産婦人科、小児科を主とする診療所や入院できる外科がなく、市外の医療機関を利用するしかない状況です。</li> <li>● 中条中央病院では医師不足で外科が閉鎖し、夜間・救急対応も非常勤の医師を確保して対応している状況です。</li> <li>● 高齢化が進み、高齢者などを中心に軽傷者の救急車利用が増加しています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは「医療・保健体制の充実」は特に優先度が高いものの1つとなっており、市民のための医療・救急医療の確保に一層取り組むことが必要です。</li> <li>● 限られた医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を広める必要があります。</li> <li>● 今後も増加する高齢者については、複数の慢性疾患を抱える方や医療と介護の両方を必要とする方も少なくありません。自宅等の住み慣れた地域で治療を継続しながらも自分らしく生活でき、自宅でも安心して最期を看取れるような医療と介護の体制整備が必要です。そのためには、在宅医療を担うかかりつけ医等に対し専門医や多職種がサポートできるような連携の強化が重要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民が身近な場所で必要な医療サービスを受けられるまちになっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民の生活を支える医療・救急医療の確保に努めます。
- ◇ 市民は、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を心がけます。

### (4) 施策の内容

#### ① 地域医療体制の確保

- ◇ 夜間や休日の医師の確保や中条中央病院と診療所の連携推進により救急医療体制の維持・強化を図ります。
- ◇ かかりつけ医を持つことの大切さや救急車及び救急医療の適正利用に関する啓発を図ります。
- ◇ 関係市町村と連携して二次救急医療及び必要な人材の確保を図ります。
- ◇ 下越医療圏域で限られた医療資源が有効に活用されるよう各医療機関同士の連携を促進します。

#### ② 在宅医療の推進

- ◇ 医師会や病院、その他の医療機関や介護サービス事業者等と連携して、地域の医療・介護サービス資源を把握し、有効活用できるように関係者や必要とする市民に情報提供します。
- ◇ 医療と介護の連携に向けて、関係者の顔の見える関係づくりや情報共有のための仕組みづくり、在宅医療が必要な人への調整支援を実施する相談窓口の充実を図ります。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)



## 9. 地域福祉

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度の狭間にいる方や複合的な問題を抱える方を支援するため、高齢福祉や障がい福祉、生活援護の各担当や民生委員、シルバー人材センター等と連携して対応にあたってきました。</li> <li>● 問題のある方を発見し必要なサービスにつなげるため、また公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースに対応するため、地域で支え合う体制づくりを進めてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体機能や認知機能の低下、各種の虐待、貧困といった複合的な課題を抱える方が増えています。さらに、世帯当たり人員の減少や地域の繋がりの希薄化により、こうした方々を支える力が弱まっています。</li> <li>● 平成 28 年度には、制度の壁を越えた対応を中心的に担う部署として、福祉介護課の中に新たに地域福祉係を設置しました。</li> <li>● 自治会等による地域の支え合いの体制づくりを支援しているほか、平成 28 年度からは意欲のある個人の方を対象にした「地域支え合いサポーター」の養成を始めました。</li> <li>● こうした地域の取組と公的な福祉サービスをつなげる専門職「コミュニティソーシャルワーカー」の育成・配置を進めてきました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度の狭間にいる方は問題があることに気付かれにくく、また複合的な問題を抱える方はすぐに状況が深刻化する恐れがあることから、市民の協力を得ながらできるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげることが重要です。</li> <li>● 高齢化の進展や景気の低迷を背景にこうした支援が必要な方は今後さらに増えることが予想されており、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。</li> <li>● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうしたインフォーマル・サービスにおいても制度の狭間や分野による壁ができてしまうことがないよう地域の福祉向上という 1 つの大きな視点から支援や働きかけを行う必要があります。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ “向こう三軒両隣” の関係のように、互いを気づかい支え合う、人にやさしいまちになっています。
- ◇ 住民による支え合い活動からコミュニティビジネスが生まれ、地域の活性化につながっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、地域の支え合い活動等に対する支援と公的福祉サービスのきめ細かい運用の両輪により広く困難を抱える市民を支える体制を構築します。
- ◇ 市民は、近所の様子を気にかけて、困った人にはお互い様の精神で支援を行う地域づくりに取り組みます。

### (4) 施策の内容

#### ① 地域における異変発見の体制づくり

- ◇ 地域の異変発見のアンテナ役となる「地域支え合いサポーター」の養成や、「地域支え合いサポーター」と協力した住民による地域の見守り・サロン活動の支援を行います。
- ◇ 「地域支え合いサポーター」と、民生委員、自治会、老人クラブ、その他の自主グループ等の地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
- ◇ 家庭を訪問する機会の多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や、電気、水道、ガス等のライフライン事業者、まち中の商店やコンビニ、スーパー、銀行、美容院等と協力関係を構築し、高齢者等の異変を早期に発見する仕組みを構築します。

#### ② 住民による一歩進んだ支え合い活動の推進

- ◇ 自治会等による地域の支え合いの体制づくりの支援を継続するとともに、こうした団体と連携・協働して、空き家等を利用した子どもや高齢者の居場所づくりや、地域の福祉活動の拠点の立ち上げを推進します。
- ◇ 買い物や移動の支援、食事の提供といった地域の課題に対応するボランティア組織やコミュニティビジネスの立ち上げを支援します。

#### ③ 複合的な課題に対応する専門的な体制の強化

- ◇ 「コミュニティソーシャルワーカー」の育成を進め、おおよそ現在の各中学校区に 1 名を配置することにより、住民が連絡・相談しやすく、「地域支え合いサポーター」からの協力要請にも迅速に対応できる体制を構築します。
- ◇ 「コミュニティソーシャルワーカー」と地域包括支援センターや保健師、社会福祉協議会等の関係機関との連携を推進し、公的な福祉サービスによるきめ細かな対応を図ります。
- ◇ 行政機関や地域住民、福祉事業者等の関係者のネットワークづくりと定期的な情報交換を目的として、地域ケア会議等の協議の場を設けます。

#### ④ 分野の壁を越えた情報交換や交流の促進

- ◇ 支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約し、分野の壁を越えて役に立つ情報が提供できるよう配慮します。
- ◇ 他の地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりを推進します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

# 10. 高齢福祉

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度を運用して、要介護状態にある方や要介護状態になる恐れがあり日常生活の支援が必要な方に対して、施設（特別養護老人ホーム等）・居宅（ホームヘルプ、デイサービス、デイケア等）・地域密着型（小規模多機能型居宅介護等）の各サービスの提供、その他移送サービスや配食サービス、寝具乾燥サービス等の提供を行ってきました。</li> <li>● 市内4か所に設置した地域包括支援センターを中心に、地域で暮らす高齢者の実態を把握し、高齢者の状態居合わせて介護予防教室や「すこやかしあわせ教室」等の介護予防プログラムの提供を行ってきました。</li> <li>● 老人クラブ活動や「地域のお茶の間サロン」「高齢者の見守り訪問」といった住民によるインフォーマル・サービスの提供を支援してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上の人口とその構成比（高齢化率）は増加を続けています。平成28年8月末現在65歳以上の人口は9,802人、高齢化率は32.3%となっています。</li> <li>● 介護保険サービスの対象となる要介護認定者が増加しており、平成21年度から平成23年度には県下位だった胎内市の介護保険料は増加傾向にあります。</li> <li>● 施設サービスの入居の待機者が多く見られますが、市町村が単独で新設ができる地域密着型サービスは新たに手を挙げる事業所が見つからない状況です。</li> <li>● 介護予防プログラムのボランティアや住民によるインフォーマル・サービスの担い手として「介護予防リーダー」の育成を行ってきました。</li> <li>● 多職種協働の研修会、認知症カフェの開催、認知症初期集中支援チームの立ち上げ準備などの認知症対策の取組を始めました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上の方の人数は団塊世代が75歳以上を迎える平成32年頃まで増加を続けると予想されており、増え続ける高齢者に介護制度、医療制度が対応できない恐れがあることから、介護予防の推進による元気高齢者の増加と必要な施設やサービス事業者および専門職の確保が必要です。</li> <li>● 増加する高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅を中心に住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。</li> <li>● 平成28年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業を狙いの1つともなっている住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図るにあたって、こうした活動の支援の継続と自立支援が必要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民がいくつになっても生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送っています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、関係機関の協力を得ながら、拡大する高齢福祉のニーズに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム）を構築します。
- ◇ 市民は、生活支援や介護予防の担い手として積極的に活動するとともに、こうした資源を活用しながら自らのケアをマネジメントします。

## (4) 施策の内容

### ① 介護予防と生きがいづくり

- ◇ 「介護予防リーダー」の育成を継続するとともに、地域独自に「地域のお茶の間サロン」「高齢者の見守り訪問」等の活動を立ち上げようとする自治会・集落等の団体への支援を行います。
- ◇ 健康づくり、生涯学習、生涯スポーツなど関連する分野の取組と連携し、「すこやかしあわせ教室」等の介護予防プログラムや市民講座学級等の生きがいづくりを実施します。

### ② 介護サービス・生活支援サービスの提供

- ◇ 高齢者の在宅での生活を支えるため、小規模多機能型や夜間対応等の介護サービスや、買い物支援等の住民の支え合い活動をはじめとした生活支援サービスを提供します。
- ◇ 施設型のサービスについては、ニーズを見ながら対応について県と相談していきます。
- ◇ 研修の実施などにより、スキルアップを図ります。

### ③ サービスの提供体制の整備

- ◇ 高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センターの体制を整えるとともに、地域包括支援センターを中心に認知症への対応や介護と医療の連携、困難ケースに対応する地域ケア会議の開催などに取り組みます。
- ◇ 高齢者の生活実態を踏まえて胎内市にあった地域包括ケアのあるべき姿を検討し、その実現を目指します。

### ④ 安心して暮らし続けることができる環境整備

- ◇ 地域における異変発見の体制づくりを推進するとともに、自治会・集落等と連携して避難行動要支援者等に対する災害時の対応強化を図ります。
- ◇ バリアフリー化、断熱性能の向上（ヒートショック対策）、多世代同居への対応など高齢者の快適な生活を守る住宅改修を促進します。
- ◇ 安心して暮らし続けることができるようなグループホーム等のまちなかの高齢者向け住宅の整備を検討します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 11. 障がい福祉

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内3か所に設置した指定相談支援事業所で、情報提供や助言、各種サービスの利用援助などを行ってきました。</li> <li>● 介護や訓練、生活支援等の各種サービスを市内事業所と連携して提供してきました。</li> <li>● 医療費の負担軽減、重度の障がいのある方やその介護者に対する手当の支給などを行ってきました。</li> <li>● 当事者団体の活動支援を行ってきました。</li> <li>● 障がい及び障がい者に関する市民の理解を促進するため、障がい福祉フォーラムなどの啓発・広報活動を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者手帳の所持者は平成27年度末現在1,608人で、身体障がい者が全体の4分の3を占めています。</li> <li>● 障がい者手帳所持者の6割は65歳以上で、高齢化の進展とともに障がい者手帳の所持者が少しずつ増加しています。</li> <li>● 障がい福祉の向上に向けた相談・支援の充実を図るため、平成19年度に障がい福祉に関係する各種機関で構成する胎内市地域自立支援協議会を立ち上げました。</li> <li>● 訪問サービスの提供は胎内市社会福祉協議会が行っています。通所サービス、入所・宿泊サービスの提供は市内及び市外の事業所が行っており、中には市内に事業所が存在しないサービスもあります。</li> <li>● 平成25年度から関係団体と協力して胎内市障がい者アート展を開催してきました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の事業所が不足する一方、今後は高齢の障がい者や発達障がいのある方等の増加が予想されており、必要な方に必要な支援が行き届かない事態に陥らないよう対策が必要です。</li> <li>● 障がい者福祉に関する法制度が大きく前進し、差別解消や虐待防止、雇用促進などについて具体的な方向性や支援内容が示されたことから、当該分野における重点的な取組が必要です。</li> <li>● 「地域社会における共生」という障害者総合支援法の理念のもと、障がいのある方が身の危険や肩身の狭い思いを感じることがないように市民や企業、地域などに対する働きかけを強化する必要があります。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 障がいのある人とない人が互いに支え合いながら学び、働き、余暇活動を楽しんでいます。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、障がい者の生活実態を把握し、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を行います。
- ◇ 市民は、障がい者の困難を理解し、差別を許さず、必要な時は手を差し伸べるよう努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 相談・支援体制の充実

- ◇ 支え合いの地域づくりの取組と連携して、必要なサービスを受けていない方の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を進めます。
- ◇ 障がいのある方の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
- ◇ 増加傾向にある高齢ひとり暮らしや家族の虐待といった困難ケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者との連携強化を図ります。

### ② 就労・自立に向けた支援の拡充

- ◇ 障害者雇用促進法の周知や地元企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供などによって、障がい者の就労・自立を促進します。
- ◇ 子育て支援や教育分野の関係者と連携して、未就学期から就学期、卒業後まで一貫して支援内容を把握し、継続性を持った相談・支援が行えるような体制を構築します。
- ◇ 健康づくりや生きがいづくりに寄与し、社会参加のきっかけともなるスポーツやアートなどの活動を支援します。

### ③ 安心して暮らせる環境の整備

- ◇ 障がい者に対する差別の解消のため、積極的な情報発信や問題事例の収集、問題解決に向けた働きかけを行います。特に、増加傾向にある発達障がい等の見えない障がいに関する啓発を図ります。
- ◇ 公共施設におけるユニバーサルデザインの導入、移動支援事業所の充実やボランティアの育成などにより障がい者の外出や円滑な移動を支援します。
- ◇ 市民との協働により災害時の対応の強化を図ります。

### ④ 家族に対する支援の強化

- ◇ 相談機能の強化による不安の解消を進めるとともに、短期入所や託児サービス、福祉事業所や地域の支え合いによる生活支援の提供などにより家族の負担軽減を図ります。
- ◇ 当事者団体や家族会等の活動に対する支援を行います。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 12. 生活援護

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な保護費の支給を行ってきました。</li> <li>● ハローワーク等関係機関と連携して、稼働世帯に対する指導や助言等の就労支援を行い、被保護者の経済的自立を促進してきました。</li> <li>● 保護には至らない生活困窮者に対して、就労支援や住居の確保、家計管理、子どもの学習などを総合的にサポートするための相談・支援体制の構築を進めてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護受給世帯及び受給者は平成 27 年度の月平均で 118 世帯、143 人となっています。世帯数及び人数は横ばいとなっていますが、保護率は上昇傾向にあります。</li> <li>● 国事業に加えて市独自に自立支援プログラムを策定し、就労支援に積極的に取り組んできました。平成 25 年度にはハローワーク新発田と生活保護受給者が保護開始からできる限り速やかに就労ができるよう支援する協定を結んでおり、平成 25 年度には 3 世帯、平成 26 年度には就労可能者の約 3 割に当たる 8 人（8 世帯）の生活保護の廃止につながりました。</li> <li>● 平成 27 年度から新たに就労支援員による「被保護者就労支援事業」に取り組んでいます。</li> <li>● 生活困窮者に対する相談・支援は「生活困窮者自立支援法」の施行にあわせて平成 27 年 4 月から開始しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護の相談は、本人や家族からの自発的な相談だけでなく他の福祉制度からの引き継ぎや外部からの情報提供による場合もあり、この他にも保護や支援が必要な人が存在すると思われることから、補足率を向上するための取組が必要です。</li> <li>● 就労支援の取組は一定の成果をあげていますが、短期間で離職してしまうケースも存在すること、生活保護受給世帯の 57% は高齢者世帯、約 3 割が障がい者世帯で就労が困難なケースも多いことから、取組の強化や新たな対策の検討が必要です。</li> <li>● 生活保護に至る前の自立支援策の強化という「生活困窮者自立支援法」による生活困窮世帯に対する支援を強化するとともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう支援する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、今後は子どもの育成・教育環境を整え、貧困が世代を超えて連鎖するのを防ぐための取組の強化が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民が生活に不安を感じることなく、安定し、かつ、自立した生活を送っています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、生活に不安や困難を抱える市民に不安の解消と生活の安定を提供する複層的なセーフティネットを整備します。
- ◇ 市民は、互いに交流を図ることで地域の中で住民を孤立させず、生活に不安や困難を抱える方がいる時は行政・関係機関につなげていきます。

### (4) 施策の内容

#### ① 生活困窮者に対する総合的な対策の実施

- ◇ 関係機関や支え合いの地域づくりの取組等との連携を強化し、生活困窮者の早期発見を図ります。
- ◇ 相談窓口の機能強化を図り、緊急保護や就労支援、住居の確保、家計管理などの総合的な支援を柔軟に提供できる体制を構築します。

#### ② 稼働世帯や子どもに対する自立生活支援

- ◇ 担当ケースワーカーや就労支援員、その他関係機関と連携を強化し、市独自の自立支援プログラムの提供や就労先の開拓を進め、稼働世帯の就労支援、自立生活支援方策の充実を図ります。
- ◇ 庁内の関係部局が協力体制をとるとともに、関係機関と貧困状態にある子どもの生活状況を把握し、子どもの居場所づくりや放課後の学習支援等の対策を検討します。
- ◇ 引きこもり対策についても実態把握と必要な対策の検討に努めます。

#### ③ 高齢福祉や障がい福祉等との連携強化

- ◇ 公的サービス間の連携を強化して、生活保護受給者の多くを占める高齢者、障がい者の生活の安定を図ります。
- ◇ 介護予防教室等を通じた健康指導、地域のサロン活動等を通じた生きがいの提供など多方面からの支援を市民協働で推進します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

# 13. 農林漁業振興

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農道や水路の整備・改修、ほ場の大規模化等の農業基盤の整備を進めてきました。</li> <li>● 自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善を進める計画を策定した「認定農業者」に対して、農地の集積や低利資金の融資、経営相談などの重点的な支援を行ってきました。</li> <li>● 集落・地域での話し合いにより今後の地域の中心となる経営体を定める「人・農地プラン」の作成を支援するとともに、農地中間管理機構を活用して経営体への農地集積・集約化を推進してきました。</li> <li>● 洪水や土砂崩れの防止・自然環境の保全・美しい風景の形成や、農業生産条件の不利な中山間地域での生産活動の維持、環境保全型農業の推進といった農地の多面的機能の維持を目的とする共同活動に対する支援も行ってきました。</li> <li>● 農業分野の雇用確保と所得向上を目指して、米粉の製造や新たな特産品の開発、ハムやワイン等の加工品の製造・販売をはじめとする6次産業化に取り組んできました。</li> <li>● 森林や林道の維持整備や造林事業による森林の育成、越後杉の活用促進などを行ってきました。</li> <li>● 新発田市とともに整備を進めてきた松塚漁港が平成25年に完成したほか、放流事業に対する支援や漁業施設の維持管理などを行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の農家は1,810戸、林家は315戸（以上、平成22年世界農林業センサス）、漁業は66経営体（平成25年漁業センサス）で、高齢化によりその数は減少しています。</li> <li>● 販売金額は農業が圧倒的に大きく、中でも米と畜産が大きな2つの柱となっています。</li> <li>● 広域農道等の大規模施設の老朽化が進んでいます。</li> <li>● 米粉に関する協議体を発足させ米粉を用いた新商品の開発を推進しているほか、商工会との連携によるへにはるかを活用した新商品の開発、製薬会社との協力により甘草の商品化などに取り組みました。</li> <li>● 農畜産物加工施設、乳製品加工センター、乳牛管理施設及び胎内高原ビール園の運営を民間事業者に移行し、運営の効率化や経営の改善を進めています。市営施設である胎内ワイナリーでは毎年日本ワインコンクールで入賞を果たしています。</li> <li>● 海岸部に放流したヒラメやクルマエビは一定の漁獲量を維持しています。河川等へ放流したあゆ、ふな等については天候等に影響により漁獲量が減少しています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連分野を含めると裾野の広い産業で、景観や国土保全の面からも重要であることから、今後も継続して経営所得の安定と資源の活用促進に取り組んでいく必要があります。</li> <li>● 農業関連施設の中には多額の改修費用が見込まれるものもことから、小路や集落内排水路などの小規模修繕への対応と並行して、計画的な整備を進める必要があります。</li> <li>● 農地の集約や経営体の強化等の取組により、農地面積や作付面積の減少は県内他市町村よりも低く抑えられていますが、担い手不足や高齢化の進展により今後は更なる対策が必要です。</li> <li>● 就業者の収入を向上し新たな担い手を確保するため、新たな作物の栽培や特産品の開発など生産品の付加価値向上を進める必要があります。</li> <li>● 加工施設の運営の効率化や経営の改善を図るため、フルーツパーク、フラワーパークなどの不採算施設や施設の老朽化対策などに取り組む必要があります。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 生産性の高い農業基盤等を背景に、質の高い生産品や特産品の開発、グリーンツーリズムなどの取組により、胎内産の農産物等が市内外で多く流通することで、農林漁業従事者の所得が向上し、新規就業者が増加しています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、土地・漁場の状況や農林漁業者の意向を踏まえて、経営体強化や生産機能再生の取組を支援します。
- ◇ 市民は、生産者として自らの創意工夫に基づき経営するとともに、消費者として地場産品の積極購入やPRに努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 特産品の開発、6次産業化の促進や地域独自の取組の支援

- ◇ 胎内市の主要作物である米を活用した米粉、砂丘地園芸を守る甘草、へにはるか等を用いた商品開発の支援、農薬や化学肥料の使用量削減などに取り組むとともに、新たな特産品の開発や新技術の導入による高付加価値作物の開発を推進します。
- ◇ 地域の農業者等による特産品の開発や直売所の設置などの6次産業化の取組を支援します。
- ◇ 生産調整の見直しに対応する新たな作物栽培への挑戦や研究を支援します。
- ◇ 生産品の販路拡大を図るため、商業・観光分野と連携し、情報発信力の強化に努めます
- ◇ 宿泊施設や飲食店等の観光分野や学校等における食育の取組や地元スーパー等と連携して地場産品の地元消費の促進を図るため、地産地消認定制度の制定を検討します。
- ◇ 森林資源の活用を促進するため、公共施設における地場産材の活用や県産材を活用した住宅等の建設の支援を継続します。

### ② 1次産業を支える人材の確保

- ◇ 効率的かつ安定的な農業経営を担う主体として、認定農業者の育成および農業法人の設立を進めます。
- ◇ 高等教育機関等との連携による農業・林業・漁業の後継者の育成と確保を推進します。
- ◇ 地域おこし協力隊制度を活用して集落・地域の活性化を促進します。

### ③ 農業生産基盤の確保と有効利用の促進

- ◇ 農地中間管理機構等を活用して、集落・地域と相談しながら優良農地の集積・集約を進め、上記の担い手の営農規模拡大と経営の効率化を促進します。
- ◇ 農業関連施設の計画的な補修・整備に取り組みます。
- ◇ 関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた鳥獣被害対策を推進します。
- ◇ 農業振興地域整備計画の見直しを行い、今後も積極的に生産の維持を図っていく箇所を明確にします。

### ④ 条件不利地域における農業生産の継続支援

- ◇ 農地が有する多面的機能の維持、環境保全に効果の高い営農活動による、集落・地域の共同作業や農村体験等の交流事業の支援、集落営農組織への移行を促進します。
- ◇ 生産品の販路拡大を図るため、商業分野や観光分野等と連携した研修の実施を検討します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 14. 商工業振興

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「胎内市企業設置促進条例」(平成17年9月施行)に基づき、固定資産税の課税免除(一定期間)や用地取得・用地賃貸借に対する助成、雇用促進の奨励、工業用水道使用に対する助成等の優遇措置制度を設けて、企業立地や新産業の育成を図っています。</li> <li>● 特に新潟中条中核工業団地、市営工業団地については、関係機関や地域内企業に対する聴き取り、アンケート調査等による情報収集、各種広報媒体等を通じた情報発信やイベント出展によるPR活動などの誘致活動を展開しています。</li> <li>● 商工業者の運転・設備資金を対象にした貸付制度や貸付に伴う信用保証料の全額補給など市内産業および中小企業の育成・支援を行っています。</li> <li>● 地域経済振興対策として発行されるプレミアム付き商品券・建設工事券に対してプレミアム分の補助を行い、地域経済の活性化を図っています。</li> <li>● 中条・黒川両商工会に対する支援を通じて地元企業の経営力の強化を図っています。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胎内市の産業別の従業者数、売上(収入)金額は大企業が立地する製造業が大きな柱となっています。次いで多いのは卸売業・小売業(いわゆる商業に該当)、建設業ですが、中小企業の多いこの2業種は近年従業者数、売上(収入)金額を大きく減少させています。</li> <li>● 生産年齢人口の減少により就業者が全体的に減少しています。一部企業から人手不足の声が聞こえているほか、事業継承が困難となり廃業を検討している事業者も存在します。</li> <li>● 各種優遇制度の拡充や国の景気刺激策による企業業績の改善などを背景に10年間で約20社の企業誘致、470人分の雇用創出を実現しています。</li> <li>● 貸付制度は年30件前後利用されています。</li> <li>● 平成27年4月に販路の開拓・拡大を目的に展示会等に参加する際の経費の一部を助成する取り組みを始めたほか、平成28年3月には「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行し市内企業の振興を推進する体制を整えました。</li> <li>● プレミアム付き商品券、建設工事券は、毎年2億～3億円(プレミアム分を含む全利用額)が利用されており、地域にはその数倍の経済効果を与えていると考えられます。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売業・小売業、建設業をはじめとする市内の中小企業・小規模企業の置かれている厳しい状況を踏まえて、平成28年3月に施行した「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく支援を総合的かつ計画的に進める必要があります。</li> <li>● 新規企業の進出が進んだとはいえ工業団地にはまだ空きが多いため、新潟中条中核工業団地に集積が進む航空機産業などの企業や業種毎の設備投資動向等を分析し、優遇制度の検討や必要な環境整備に継続して取り組む必要があります。</li> <li>● プレミアム付き商品券等の取り組みは一定の成果をあげていますが、売上金額の減少が止まらない点や開始から10年が経過していること、後継者問題や人手不足等の新たな問題も出てきていることから、関係者同士の協力による新たな振興策の検討が必要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 日本を代表する大企業と中小企業が時に協力し、時に競争する中で市内の商工業が活性化し、元気な商工業が市内経済を牽引しています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市内企業が活発な事業運営ができるように必要な環境整備を行うとともに、市民の雇用確保に向けた企業誘致活動に取り組みます。
- ◇ 市民は、企業の経営者・従業員として事業の改善に取り組むとともに、市内企業や地域商材への理解に努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 中小企業への支援の充実

- ◇ 市内の事業所の二一を踏まえて、中小企業・小規模企業等の支援のための計画を策定します。
- ◇ 策定した計画に基づいて、継続的發展や意欲ある取組を支援するために、市場調査や販路開拓、人材育成、人材確保等の施策の拡充を図ります。
- ◇ 県や金融機関と連携して、中小企業・小規模企業等の経営基盤の強化や設備投資等の支援の拡充を図ります。

### ② 優良企業の誘致推進

- ◇ 関係機関や地域内企業に対して情報収集や新規立地、事業拡大の働きかけを継続して行うとともに、収集した情報に基づく優遇措置制度の見直し、工業団地の認知度の向上に向けた各種のPRの推進など用地の有効活用を促進します。
- ◇ 進出企業との連携を強化し、環境整備等の二一の吸い上げを図るとともに、航空機関連産業をはじめとする産業クラスター形成に向けた誘致活動を推進します。
- ◇ 胎内スマートインターチェンジ(仮称)の整備を推進し物流の利便性向上を図ります。

### ③ チャレンジやイノベーションを生む環境づくり

- ◇ 商工業の振興や観光・商業・交流の活性化の取組の中で既存企業等の魅力向上を支援するとともに、地域産業の活性化と魅力的な雇用の創出につながる起業支援等の取組を進めます。
- ◇ 空き家・空き店舗を活用したチャレンジショップ・シェアオフィス等のインキュベーション施設の開設、金融機関と連携した融資制度の拡充などを検討します。
- ◇ 中条市や空き店舗などを活用した小さなチャレンジ場づくりを検討します。

### ④ 商工会と連携した商業の振興

- ◇ プレミアム付き商品券に代わる新たな商業振興策を検討します。
- ◇ 商工会による相談機能の強化などを進め、経営の安定化と身近な商業機能の維持を図ります。
- ◇ 伝統ある中条市や中心市街地の空き店舗を活用した、商業・サービス業等の新たなチャレンジ(新規創業等)を促進します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 15. 観光・交流

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「交流」を市政の柱の1つに据えて、多様なレジャー施設などの豊富な観光資源を生かした観光振興に取り組んできました。</li> <li>● 民間事業者のノウハウを活用しながら運営の効率化や経営の改善を進めるため、平成22年度に胎内リゾートエリアを中心とする6施設で指定管理者制度を導入し、ロイヤル胎内パークホテルは宿泊・日帰り客の増加、奥胎内ヒュッテは日帰り客の増加、クアハウスとフィッシングパークは利用人数の増加につながりました。</li> <li>● 旅行者を受け入れる地域側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する着地型観光を推進するため、関係団体や市民との協働により旅行プランの作成や新たな観光資源の掘り起こしを進めてきました。</li> <li>● 胎内型ツーリズム推進協議会301人会や受入農家の方々の協力を得て、豊かな自然とそこに住む人とのふれあいを通して自然・農業・宿泊生活を体験する教育体験旅行や市内小学校のふるさと体験学習を提供してきました。</li> <li>● 胎内川新緑まつり、胎内温泉まつり、胎内星まつり、胎内スキーカーニバル、米粉フェスタ in たいない など胎内市への誘客や観光資源・特産品等のPRに寄与する様々なイベントの企画・運営を行って平成20年度の開始以降、体験プログラムの拡充が図られてきました。</li> <li>● 観光協会をはじめとする関係団体と連携して、胎内市の観光情報を発信してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光入込客数は、合併当初の約120万人からの増加を目指していましたが、近年は100～110万人の間で横ばいとなっています。内訳としては、県内からの日帰り客が多く、宿泊客は減少傾向にあるのが現状です。</li> <li>● 市有施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設されており、老朽化が進んでいます。</li> <li>● 楡形山脈トレッキングツアーや乙宝寺おまんたらさま法要ツアーなどの様々な着地型観光ツアーや観光モデルコースを開発しました。また、平成26年度から観光ボランティアガイドの育成に取り組み、これまでに11名のガイドと21の観光コースが誕生しました。</li> <li>● 農家民泊の受入は市内全小学校、市外3校の計8校、1千人前後で推移しています。</li> <li>● イベントの来場者数は平成22年度の約11.7万人から平成26年度の13.7万人へ大きく増加しており、誘客や観光資源等のPRの場として機能しています。</li> <li>● 胎内検定実行委員会や板額会などの団体と協力して新潟館ネスパスや名古屋県人会まつりなどに店出し、県外でのPRにも取り組みました。</li> <li>● 市内ではエリアマップや看板などの整備を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方創生の考え方の中で、地域資源を生かした収益が見込まれる仕事の1つとして観光への期待が高まっており、まちの魅力をいかにPRし消費を促していくかが課題となっています。</li> <li>● 現在の主要なターゲットとなっている県内からの日帰り観光客については、滞在時間や1人当たり消費額の向上を図るために、受入体制の強化も含めた魅力的な観光プランの作成や食・アクティビティ等の魅力向上などの対策が必要です。</li> <li>● 新たな宿泊客の獲得のためには首都圏や増加する訪日外国人観光客に向けたPRが必要です。</li> <li>● 施設の多くが老朽化に伴って維持管理費の増加や集客の減少という課題を抱えており、閑散期対策による利用率の向上や施設の老朽化対策が必要となっています。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 豊かな自然や歴史・文化等を舞台に、おもてなしの心を持った市民と何度も胎内市を訪れるファン、新たな観光客との活発な交流が行われています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、必要なインフラ整備や市営施設の適切な運営とともに、まちぐるみで着地型観光を推進するための合意形成の支援や体制の構築に取り組みます。
- ◇ 市民は、地域の魅力に誇りを持ち、観光客の受け入れに理解を示し、それぞれの立場からおもてなしに協力するよう努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 魅力的な観光プランの提供

- ◇ 市内の豊富な自然や各種観光資源、歴史・文化資源、イベント等を活用した、真に誘客・消費につながる季節ごと、目的別の重点モデルコースを作成し、店舗やガイド等の受入体制、情報発信も含めたパッケージ化に取り組みます。
- ◇ モデルコースの作成にあたっては、自然保護団体や歴史・文化関連団体、その他の市民、学生等の外部協力者の力を借りて、街並みなどの新しい魅力の掘り起こしや体験プログラムの開発を行います。
- ◇ 胎内型ツーリズム推進協議会301人会や受入農家と連携して、教育体験旅行・ふるさと体験学習の一層の充実を図る受入体制の強化と体験プログラムの提供を継続します。

### ② 食・アクティビティの魅力向上による消費・販売機会の拡大

- ◇ 物産館や道の駅の経営を改善するため、観光客だけでなく地元消費者のニーズを捉えた商品開発や販売戦略の見直しを行います。
- ◇ 魅力的な飲食施設やレジャー施設を発掘し、観光プランへの反映や積極的なPRを行います。
- ◇ 商店や農業者、食品加工業者等による新たな特産品や飲食施設の開発を支援します。

### ③ 施設・エリアの閑散期対策等の検討

- ◇ 施設の長寿命化対策とあわせた再整備を行い、施設の有効活用を図ります。運営の効率化に高い効果が期待できる場合には、指定管理者制度の導入を検討します。
- ◇ 特に老朽化の進んだ施設や利用が著しく少ない施設、教育などその他の分野での活用があまり期待できない施設については、廃止や用途変更も含めて今後のあり方を検討します。
- ◇ 鉄道や観光バスで地域を訪れる人のための二次交通の確保を検討します。
- ◇ エリア全体の魅力向上の方策の1つとして、デザイン性の高いサインの整備や景観整備などを検討します。

### ④ 効果的な戦略の策定と効率的な情報発信

- ◇ 観光に関する統計調査等を活用し、胎内リゾート魅力向上委員会などの関係者との戦略検討に役立てます。
- ◇ 観光協会をはじめとする関係団体と連携して各種メディアへの働きかけやSNSの活用などを強化し、胎内市の観光情報を積極的に発信していきます。
- ◇ 阿賀北地域などの近隣の自治体や観光地と連携して情報発信や集客の強化を図ります。
- ◇ 単独の宿泊施設や事業者では難しい企画や営業を、進めていくために、関係者の交流の場や専門性を持ったDMO等の組織の設立を検討します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 16. 雇用対策

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工業の振興、観光・商業・交流の活性化を進めることで、雇用の安定化や新たな雇用の創出を図ってきました。</li> <li>● ハローワークや商工業関係者、その他関係機関などと連携して、市内の求人・求職情報の収集や提供、各年齢層に対応した相談事業や就業支援などを実施してきました。</li> <li>● 関係機関、市内企業、高等学校及び県内大学等と連携して、就職活動を迎える学生を対象にした合同企業説明会等の情報発信を行ってきました。</li> <li>● 雇用拡大に向けた関係機関及び商工団体の連携を促進するため、「胎内市雇用促進協議会」を平成22年度に発足させ、定期的な情報交換や雇用を拡大する新たな方策の検討を進めてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 胎内市を含む新発田エリアの有効求人倍率は改善傾向にあり、平成28年4月時点で常用・パートともに1.0を超えていますが、胎内市全体では就業者数が減少しており、景気の回復だけでなく、定年退職などによる代替雇用の意味合いがあるものと考えられます。</li> <li>● 産業分野別には第1次産業、第2次産業から第3次産業へ緩やかに雇用がシフトしており、医療・福祉サービスを中心とするサービス業では就業者数が増加しています。</li> <li>● 企業誘致の促進と市内企業の育成を目的とした「雇用促進奨励金制度」を通じて、平成17年度から平成26年度の10年間に90人分の雇用を支援したほか、国の緊急雇用創出事業等を活用して、平成21年度から平成26年度の5年間に延べ360人の雇用を創出しました。</li> <li>● 市内企業の情報発信として、県内および首都圏の学生等を対象にした「市内企業見学ツアー」の開催、県内大学によるインターンシップや「新潟県の産業・企業を知る講座」への参加協力などの新たな取組を始めました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産年齢人口の減少にともなう就業者数の減少は短期的には有効求人倍率を改善しますが、進学や就職を機会に転出する若者が多い胎内市にとっては深刻な人材不足を招く恐れがあることから、教育機関等と連携した人材育成や若者への積極的な働きかけが必要です。</li> <li>● 求職者に情報が届き、希望の職種と合致しなければ実際の雇用にはつながらないことから、企業と求職者のマッチング強化のため、市内企業の魅力向上とその発信が重要となります。</li> <li>● 人材の確保と雇用機会の維持・創出に向けて、求職者のニーズに合った就業形態を検討することも重要です。特に、市内では女性の就業率が高く、仕事の継続・復帰への希望が高いことから女性の活躍を応援する労働環境づくりが必要となっています。また、定年後の高齢者の雇用など新たな動きに対応することも必要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 安定した収入や、その他の待遇について求職者のニーズに合った職場が増え、進学で一度まちを出た若者のUターンや女性の就労などが増加しています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民の生活の安定のため就業機会の拡大と雇用の促進を図ります。
- ◇ 市民は、市内企業の仕事内容を知り、その魅力に気付くとともに、自らの技術を積極的に市内で生かすように努めます。また、企業は積極的な情報発信に努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 地域雇用・域内還流の促進

- ◇ 市民の雇用の安定に向けて、ハローワークや商工業関係者、その他関係機関などと連携した求人・求職情報の収集や提供、相談事業や就業支援などを継続して実施します。
- ◇ 雇用促進奨励金制度等を活用した市内企業による雇用の促進、企業説明会や「市内企業見学ツアー」、インターンシップ等による市内企業と求職者をつなげる取組の拡充を図ります。

### ② 人材の育成

- ◇ 学校や市内企業と連携してキャリア教育を強化することで、早期からのキャリア形成に向けた学習意識の醸成や市内企業の魅力のPRを図ります。
- ◇ ハローワークと連携した職業訓練の実施や地域若者サポートステーションとの連携を通じて、就業に必要なスキルの習得を支援します。
- ◇ 市内事業者が経営発展のために参加、または実施する研修等への支援を検討します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)



# 17. 自然環境

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自然が活きる」を市政の柱の1つに据えて、変化に富む地形や市域の約6割を占める山林が育む多様な植生、野生生物等の保全に取り組んできました。</li> <li>● 特に自然が豊かなエリアでは、自然公園地域や自然環境保全地域等の指定を受けて開発行為等を制限してきました。</li> <li>● 水源の涵養や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。</li> <li>● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行ってきました。</li> <li>● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。</li> <li>● 過去には全国植樹祭や全国育樹祭を開催するなど緑化活動を積極的に進めてきた胎内市では、市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組んできました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは胎内市の暮らしやすい点として約7割の人が「豊かな自然がある」を選んでいました。</li> <li>● ハマナスなどの貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜自然環境保全地域とハンノキの自生地ミズバショウの大群落を擁する宮久自然環境保全地域の2箇所が県の自然環境保全地域の指定を受けています。</li> <li>● 自然公園地域とその周辺の大部分と海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。</li> <li>● 青少年の森研修館や少年自然の家等の施設が自然体験や環境学習の拠点の1つとなっています。</li> <li>● 地域の公園への植樹活動やホタルのすむ水辺づくり等の活動を実施し、環境大臣賞を受賞した「四季を愛する会」や、地本地区の生態系の保護活動や教育普及活動等を行っている「イバラトミヨ・水芭蕉の会」などの活動団体、「企業の森づくり」に参画する水澤化学工業株式会社、山栄建設株式会社、JX石油開発株式会社、株式会社クラシ、新潟トヨペット株式会社などの企業との協力関係を構築してきました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生に継続して取り組む必要があります。</li> <li>● 胎内市ではツキノワグマやニホンザル、ハクビシンなどによる農作物等への被害が増加しており、必要な有害鳥獣対策を含めて里地里山の今後のあり方を検討する必要があります。</li> <li>● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、豊かな自然をまちの魅力として積極的に活用し、山・川・海のありがたみを感じる市民がこれを支える活動に関わるような流れをつくり出すことが重要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 多くの市民が自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人を惹きつけています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、まちの貴重な財産である豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生を進めるとともに、市民が自然と触れ合う機会や維持管理に参加する機会を提供します。
- ◇ 市民は、身近な自然の魅力や自然保護の重要性を認識し、自然と触れ合う機会や維持管理を行う機会には積極的に参加するように努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 豊かな自然環境の保全と再生

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園地域や自然環境保全地域、保安林等の自然環境の適正な管理を推進し、貴重な動植物とその生息・生育環境の保全を図ります。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して防除活動や植林、下草刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。

### ② 自然と共生するまちづくり

- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園地域や自然環境保全地域等に自然学習や観光の拠点となる散策路や観察小屋、ベンチ、トイレなどの環境整備を図ります。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 河川整備の実施にあわせて水辺のジョギングコースや憩いの親水空間などの自然と触れ合う場の設置を検討します。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や施設整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害時の被害拡大を抑制します。

### ③ 市民・事業者・行政の協働による環境保全

- ◇ 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組みます。
- ◇ 飯角公園、水道公園、「湧水の里自然ふれあい公園」など市民による公園の環境整備や魅力づくり、環境教育・環境学習での活用を積極的に支援します。
- ◇ 豊かな自然を題材にした環境教育・環境学習を通じて、環境問題に関する情報発信と意識の啓発を図ります。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 18. 生活環境

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県や関係機関と連携して大気や水質、地下水質・土壌、騒音の常時観測を行ってきました。</li> <li>● 特に地下水質・土壌については、過去に市内で操業する工場の敷地内において有害物質が検出され対策を講じた経緯があることから、下流の地下水、河川水、観測井戸、事業所排水の水質検査を継続的に行ってきました。</li> <li>● 公共用水域の水質の保全のため、トイレ及び生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、促進のために浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行ってきました。</li> <li>● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定ごみ袋の導入や資源ごみの分別・収集、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理器（コンポスト）の設置に対して助成してきました。</li> <li>● 平成17年9月に施行した「胎内市環境美化推進条例」に基づいて市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の公共の場所についての環境パトロールを実施して不法投棄や野外焼却の防止に努めてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気は市内1地点で測定を行っており、基準値を超える大気汚染が観測された場合の緊急体制を整備しています。</li> <li>● 騒音については、複数地点で自動車騒音に関する測定を行っており、最新の測定では基準値を超える騒音は観測されていません。</li> <li>● 水質については、胎内川等の5地点と夏季の海水浴場で測定を行っています。測定時期、気候、流量による影響で測定結果に基準値超過は見られますが、一時的なものであるため、水質は良好に保たれています。</li> <li>● 地下水質・土壌については、地下水質の環境監視モニタリングを13か所で行い、その結果について県、事業所と定期的に協議をしています。汚染が見つかった箇所でも事業所の対策によって改善の傾向が見られるほか、新たな汚染は見つかっていません。</li> <li>● 胎内市の汚水処理人口普及率は合併処理浄化槽を含めるとほぼ100%を達成し、家庭排水の水洗化工事は常に可能になっています。</li> <li>● し尿および下水を長期的に安定して処理する体制を構築するため、胎内市清掃センターの最終処理場に代わり、中条浄化センター（下水道施設）に併設して新たな施設を建設し、ここで処理した汚水を下水道施設で最終処理する計画を進めています。</li> <li>● ごみの分別・回収は、空き缶、空き瓶、紙類、プラスチック（ペットボトル・白色トレイ等）及び乾電池に加えて、使用済み小型家電の回収場所を新たに設置してリサイクルを推進しています。</li> <li>● ごみ収集量は、事業系ごみ、家庭系ごみともに微減の傾向にあります。事業系ごみの資源化量は増加していますが、家庭系ごみの資源化量が減少しています。</li> <li>● 増加する空き地や空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、平成24年3月に「胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、また、空家等対策推進に関する特別措置法の施行に伴った対応を進めてきました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気汚染や騒音は環境基準を達成していますが、日常生活での騒音・振動・悪臭は人によって感じ方に違いがあり、実際に野焼きなどの不法焼却や畜産による悪臭が発生しているとの報告もあり、良好な生活環境を確保するための対策が必要です。</li> <li>● 環境基準の超過が見られる水質や地下水質・土壌の改善に向けて、事業者に対する監視・指導体制の強化はもちろんのこと、市民へは生活排水等の対策推進を含め、環境問題への意識の高揚を図ることが重要であり、市民や事業所への啓発活動を進めることが必要です。</li> <li>● 環境保全のため、公共下水道や農業集落排水への接続推進等の対策を進めることが必要です。</li> <li>● ごみの最終処分場となる新発田広域エコパークの残余容量が逼迫しており、ごみの排出を抑制するとともにリサイクルを推進する循環型社会の構築が必要です。</li> <li>● 市内では不法投棄や野外焼却などが見られるほか、こうした行為の温床となり得る空き地や空き家が増加していることから、空き家、空き地の抜本的な対策が必要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や事業が根付き循環型社会が実現しています。
- ◇ きれいな水や空気に囲まれた快適かつ衛生的な環境が整っています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、各種の環境調査を通じて問題の早期発見を図り、必要な対策を講じます。
- ◇ 市民は、生活環境に対する意識を高め、ルールやマナーを守った生活、操業に努めます。

## (4) 施策の内容

### ① 快適で落ち着いた環境の保全

- ◇ 畜産事業所等からの臭気の低減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会等連携して臭気低減を図ります。
- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視を継続して実施します。
- ◇ 国の規制状況等を確認しながら、交通需要対策を含めた車の騒音、震動対策、ディーゼル車をはじめとする車の排ガス対策などに取り組みます。

### ② きれいで安全な水環境の再生

- ◇ 県や関係機関と連携して地下水質・土壌の改善と新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導に取り組みます。
- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、補助制度等の活用をPRし、水洗化率の向上を図ります。
- ◇ 飯豊連峰の雪解け水を源とする清らかな水を守るため、湧水地や水源地周辺の環境保全やパトロール、地下水のくみ上げに関する指導の強化などに取り組みます。

### ③ 廃棄物の減量化、資源化の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続するとともに、ごみの減量資源化に向けた啓発の一層の推進や資源回収対象品目の拡大、市内企業と連携したポイント制の導入検討などに取り組みます。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のためごみステーションの設置箇所の拡大を図ります。
- ◇ 老朽化した胎内市清掃センターの最終処分方式から前処理方式であるし尿等下水道投入施設を建設し、平成31年度の稼働に向けて移行を進めます。また、新たな施設の処理水は、併設した下水道施設により最終処理され、下水道施設の安定稼働を図るため維持管理を計画的に進めます。

### ④ 環境美化活動の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子供会、老人クラブ、各集落や社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 廃屋や荒地をできるだけ発生させないように、空き地や空き家を早期に見出し、空家等対策推進に関する特別措置法及び関係条例に基づく対策を実施します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

# 19. 地球温暖化対策

## (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の事務・事業によって発生する温室効果ガスを抑制するため「地球温暖化防止実行計画」で削減目標を定め、地球温暖化防止に率先して取り組んできました。</li> <li>● 省エネルギーの取組と新エネルギーの利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助及び風力・太陽光発電等の新たな環境産業に対する支援を行ってきました。</li> <li>● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ二酸化炭素の吸収や緑のカーテンによる省エネ対策を図ってきました。</li> <li>● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めてきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温室効果ガス削減のため、庁舎やその他の公共施設の使用エネルギー量調査を行い、1年に1回、点検を実施してきました。</li> <li>● 市民が行う住宅用太陽光発電システムの設置や省エネ設備に対する助成を行ってきました。</li> <li>● 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、市内では大型の太陽光発電・風力発電設備が設置され稼働を開始しています。</li> <li>● 市では「環境家計簿」等のPR、「3Rの推進」や環境に対する講演会等の実施により地球温暖化対策の普及啓発を図ってきました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ型設備等の導入促進や環境産業の育成、市民や企業に対する普及啓発といった取組を継続して実施していく必要があります。</li> <li>● 庁舎・公共施設・学校等への太陽光発電・風力発電などの導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、電気自動車・低燃費車の導入促進といった新たな対策に率先して取り組むことが重要です。</li> <li>● 再生可能エネルギー分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が見込めることから、積極的に育成をしていくことが必要です。</li> </ul>

## (2) 目指すまちの姿

- ◇ 地域において再生可能エネルギーの使用が図られ、地球温暖化対策が進められています。

## (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、市民が地球温暖化対策に取り組むための環境整備や啓発を行います。
- ◇ 市民は、地球温暖化を自分には関係ない問題と捉えることなく、家庭でできる節電等の身近な取組から地球温暖化対策を積極的に実践します。

## (4) 施策の内容

### ① 行政が率先する地球温暖化対策

- ◇ クールビズ・ウォームビズ等を継続して実施するとともに、既存の取組の評価・改善を踏まえた新しい地球温暖化対策に取り組めます。
- ◇ 公共施設や公用車については、電力消費・燃料消費等の長期モニタリング結果に基づいて、改修や更新にあわせた環境対策の実施、環境マネジメントシステムの導入などを検討します。
- ◇ 学校や管理委託を実施している施設については、地球温暖化対策の実施に対する経済的インセンティブを与えるフィフティ・フィフティ制度などの導入を検討します。

### ② 低炭素型まちづくりの促進

- ◇ 住宅用太陽光発電システムの設置等に対する支援に継続して取り組めます。
- ◇ 環境・エコに関する市民意識調査の結果を踏まえて、より多くの人々が身近な省エネ活動などの地球温暖化防止対策に取り組むことを促すような新たな普及啓発の方策を検討します。

### ③ 再生可能エネルギー事業の促進

- ◇ 固定価格買取制度の改正の影響を見定めながら、既存の太陽光発電事業、風力発電事業等が安定的に運営を継続できるよう支援を図ります。
- ◇ 環境産業を担う企業などと連携して、各種再生可能エネルギーの導入について検討します。

## (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 20. 快適な生活空間

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年度に策定された「胎内市都市計画マスタープラン」に基づきコンパクトで自然環境と調和した市街地を形成するため、市域を市街地ゾーン、田園集落ゾーン、農業環境保全ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つのゾーンに区分し、中条駅の周辺などに指定する市街地ゾーンへ商工業や医療機関等の各種都市機能の利便性の向上を図ってきました。</li> <li>● 豊かな生活空間の形成を目指して、公園の整備と維持管理を行ってきました。</li> <li>● 社会福祉の増進等を目指して、公営住宅の供給を行ってきました。</li> <li>● 新規の住宅建設や良質な住宅ストック形成を目指して、市内の金融機関を通じた宅地購入や住宅建設資金の貸付と既存住宅のリフォーム費用の補助を実施してきました。</li> <li>● 水道の安全で安定した供給のため、水道施設の整備と維持管理を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な都市機能は中条駅の周辺に指定した用途地域の区域内に立地していますが、一方で区域内やその周辺には空き地や大規模な未利用地も多く存在しています。</li> <li>● 土地区画整理事業による基盤整備を実施しており、現在は交通結節点となる中条駅西口周辺において道路や駅舎等の整備とあわせた基盤整備を進めています。</li> <li>● 目標としていた1人当たり公園面積10㎡（都市公園法の標準）を達成したため、近年は維持管理を中心とした整備・点検が主となっています。</li> <li>● 平成23年度に市営8号棟18戸が完成し、平成28年4月現在、市内の公営住宅は、市営住宅269戸、市設住宅112戸、特定公共賃貸住宅64戸、県営住宅54戸の合計499戸となっていますが、近年は公営住宅の入居希望者が多く待機者が増加傾向にあります。</li> <li>● 市内の良質な住宅ストックの活用を促進するため平成28年度から「空き家バンク」の運用を開始しました。</li> <li>● 上水道は計画区域内の敷設整備が完了し、簡易水道と専用水道を加えた普及率は約98%となっています。自家用井戸を使用する一部の地域を除いてほぼ充足している状況です。</li> <li>● 一方、施設の老朽化による漏水などの影響で、近年は配水量に対する有収水量の割合が県内平均80%台に対して、胎内市は70%半ばに留まっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少によるサービス水準の低下や低密度化による賑わいや防犯性の低下によって、生活環境の低下の発生が懸念されることから、コンパクトなまちづくりを促進するため胎内市立地適正化計画等の事業について推進することが必要です。</li> <li>● 平成24年度から「胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き地や空き家等の適正管理を進めていますが、市内の空き地や空き家は今後さらに増加することが予想されることから、空き家の有効活用を図る「空き家バンク」などの取り組みを一層推進することが必要です。</li> <li>● 面積としてはおおむね整備目標を達成した公園ですが、「子どもの身近な遊び場が足りない」という声もあることから、公園遊具等の経年劣化に対応した修繕を進め施設の利用促進を図りながら、こうした声に応える対策を検討する必要があります。</li> <li>● 公営住宅は老朽化が進んでおり、施設の長寿命化と著しく古くなった施設の廃止を計画的に推進する必要があります。一方で、市内の住宅は戸建て・持ち家がほとんどで、若者が親と同居する以外の選択肢が少ないことから、多様な住宅の供給を誘導・促進する方策を検討することが必要です。</li> <li>● 水道施設が耐用年数を迎えており有収率が低くなっています。今後、人口減少に伴って水道収益が減少する中で、必要な財源を確保しながら計画的に施設の更新を進めていく必要があります。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設などを核にしてまちなかに人が集まっています。
- ◇ 質が高く手入れの行き届いた住宅や都市基盤がまちの資産となっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、機能的で文化的な市街地を形成するため、土地利用の調整や必要な施設の整備、良好な住宅および住宅地の供給誘導などを行います。
- ◇ 市民は、公園はもちろん個々の住宅を含めた生活空間が市民の共有の財産であるという意識を持って、その維持管理や質の向上、情報提供に積極的に協力します。

### (4) 施策の内容

#### ① ネットワーク型コンパクトシティの実現

- ◇ 主要な公共施設等を核として都市機能の確保と集約化を進めるとともに、公共交通機関「のれんす号」を利用した周辺地域との連絡を継続し、安心・快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ◇ 将来において持続可能な都市を目指し、都市計画マスタープランの修正を検討するとともに都市計画道路の見直しを推進します。

#### ② 緑や公園に恵まれた美しい住環境の形成

- ◇ 市民が利用したいと思う公園づくりのため、地域住民等との協働により既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。
- ◇ 地域住民や所有者、市民団体等と連携して、空き家等を活用した地域の拠点づくりや、空き地や低利用の公共用地などを活用した身近な遊び場づくりの推進を検討します。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援するため、活動費の助成を検討します。
- ◇ 市民参加による特色のあるまちづくりを推進するとともに、豊かな自然や歴史的建造物を活用し、良好な景観の形成を目指して景観計画の策定について検討します。

#### ③ 定住・転入を促進する優良な住宅の確保

- ◇ 公営住宅の維持管理を適切に行って高い入居率の維持と施設の長寿命化を図ります。また、増加傾向にある待機者に対応するために既存民間住宅の借り上げによる住宅の供給を検討します。
- ◇ 中条駅西口やその他の大規模未利用地における民間住宅開発の誘導を推進します。
- ◇ UJIタウンを促進するため、公営住宅や空き家等を活用してその受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、「お試し居住」等のソフト施策の検討を行います。
- ◇ 「空き家バンク」を通じて優良な空き家の活用と移住・定住を促進します。

#### ④ 安定した水供給の確保

- ◇ 水道施設の更新や長寿命化対策を計画的に実施し、水道水の安定供給と耐震性の向上を図ります。
- ◇ 将来にわたって安定的に事業を運営していくため、施設の更新や長寿命化とあわせて事業の効率化や合理化を検討するとともに、民間的経営手法の導入などについても検討を行います。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 21. 地域交通

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣市町村と連携して日本海東北自動車道の早期整備を要望してきました。</li> <li>● 市の玄関口となる中条駅の利便性向上と周辺道路の混雑解消を図るため、東西自由通路の建設や橋上駅舎の整備、駅前広場や周辺アクセス道路の整備を行う中条駅西口周辺整備を進めてきました。</li> <li>● 交付金等を活用して舗装工事や歩道設置などの道路改良を進め、良好な道路状況の維持と交通弱者の安全確保等に努めてきました。また、橋梁の点検や修繕も実施してきました。</li> <li>● 冬期間の安全で円滑な移動を確保するため、除雪計画に基づく市道の機械除雪を行っているほか、地域からの要望に応じて消雪パイプの設置を進めてきましたが、年々増加する要望箇所全てには対応できていない状況です。</li> <li>● 市民の生活を支える公共交通を守るため、平成21年4月より特定のルートや停留所に縛られないデマンドタクシー「のれんす号」の運行を開始し、要望等を踏まえた増便等の対応を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートでは、除雪を含めた「道路の整備・管理」が現状に対する満足度が低く、今後の優先度が高い項目となっています。</li> <li>● 平成21年に中条ICから荒川胎内ICの市内区間が、平成22年に荒川胎内IC以北が開通し、自動車交通の利便性が向上しました。</li> <li>● 中条駅西口周辺整備は各種施設の実施設計が完了し、具体的な整備が始まり、完成は平成30年度末を予定しています。</li> <li>● 地区内の道路網は市道1級の舗装率が高いものの2級、その他の舗装率は8割弱となっており全国平均より低い状況です。</li> <li>● 昭和42年の羽越水害からの復興事業により整備された橋梁が多く老朽化が進んでいます。</li> <li>● 「のれんす号」は、平成27年度において、1日平均160人の利用となっており、年々利用者が増加し、交通弱者の日常生活の足として定着しています。</li> <li>● 市外とつながる新発田路線は市内で存続する唯一のバス路線ですが、利用者は中条駅から県立中条高等学校までの区間を除くと1便あたり1～3人程度と少なくなっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の通勤・通学の利便性向上や工業団地への新規企業の誘致促進のため、広域交通ネットワークへのアクセス向上が必要です。</li> <li>● 道路や橋梁の老朽化が進行していることから、財源の確保を含め計画的に維持管理していくことが必要です。</li> <li>● 道路の除雪については、地域の不満が強く消雪パイプ設置等の要望も多く出されていますが、既設消雪パイプの老朽化も進行しているため、地域の理解を得ながら計画的に対策を進める必要があります。</li> <li>● 利用者が着実に増加している「のれんす号」ですが、国庫補助が減額傾向にあるため、さらなる利用促進等を進めて安定した財源を確保する必要があります。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 交通手段が確保され、誰もが行きたい所へ気軽に移動できるまちになっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市内における円滑で快適な移動を担保するため、道路交通基盤の整備や維持管理、公共交通の確保に努めます。
- ◇ 市民は、交通ルールやマナーを守るとともに、道路の維持管理や公共交通機関の利用に積極的に協力します。

### (4) 施策の内容

#### ① 広域交通の利便性の向上

- ◇ 中条駅西口周辺整備にあたっては、学生等の日常的な駅利用者だけでなく、遠方から胎内市を訪れる観光客にも対応できるよう鉄道事業者等と連携して事業を進めます。
- ◇ 周辺市町村と連携しながら鉄道事業者へ列車運行の継続・拡充を要請していきます。

#### ② 安全で快適な道路ネットワークの整備

- ◇ 平時の利用状況や防災上の重要性などを考慮して市道の整備・改良・維持管理を計画的に行います。
- ◇ 関係機関と連携して国道・県道や橋梁の整備・改良・維持管理が適切に行われるよう配慮します。

#### ③ 冬期の移動を確保する除排雪の実施

- ◇ 除雪車による道路除雪を状況に応じ速やかに行います。
- ◇ 消雪パイプの整備、集落協働作業の支援など地域の実情に応じた対策を検討します。

#### ④ 地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保

- ◇ 「のれんす号」の利便性向上に努め、利用者の増加を図ります。
- ◇ スクールバスや高齢者の外出支援、介護施設の送迎などとの連携の方策を検討します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 2.2. 防災・減災

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然に恵まれ山・川・海を有する胎内市は、身近に様々な自然災害のリスクを抱えています。</li> <li>● 自治会・集落を中心とした自主防災組織の立ち上げを支援し、地域で防災活動に取り組むための体制づくりをすすめてきました。</li> <li>● 地域の防災活動に欠かせない消防団については、団員の確保や小型ポンプ等の配備を進めてきました。消火栓や防火水槽等の消防水利の新規設置や補修なども実施してきました。</li> <li>● 県や関係課と連携して河川や内水等の水防対策や水防訓練などの風水害対策を実施してきました。</li> <li>● 土砂災害の危険性が高い場所では、県が指定した土砂災害警戒区域に基づき、住宅等の新築の抑制や警戒避難態勢の整備を行うとともに、上流には砂防えん堤等を整備して災害の発生に備えています。</li> <li>● 地震時に建築物の倒壊から市民の生命や財産を守るため、公共施設の耐震化を進めるとともに、木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の費用を助成してこれを促進してきました。</li> <li>● 災害時のいち早い避難を可能にするため、防災行政無線システムの整備を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各自治会・集落で自主防災組織の立ち上げが進んでおり、平成27年度末現在82組織、76.7%の世帯をカバーしています。これに伴って防災訓練の実施件数も年々増加しています。</li> <li>● 新入団員の減少と高齢による退団が増加しているため、消防団員数は定数をやや下回る750人前後で横ばいとなっています。小型ポンプ付き積載車は順次配備を行っていますがまだ行き渡っていない状況です。</li> <li>● 消防水利の設置は協議中の自治会・集落を除き全ての要望に対応できています。</li> <li>● 無料で実施できる耐震診断は年間10件弱の実績があるものの、耐震改修した実績はありません。</li> <li>● 平成25年5月には、新たな情報伝達の方策の1つとして、災害や犯罪の発生に対する警戒情報、気象情報、その他交通情報などを登録者に電子メールで配信する「防犯・防災メール」の運用を開始しました。</li> <li>● 平成25年9月には、各種自然災害の特徴や避難のポイント、危険箇所（ハザードマップ）等を1冊にまとめた「防災ガイドブック」を作成し、市内全戸に配付を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになる一方、市内では高齢化や人口減少などにより地域の防災力の低下が懸念される状況となっており「自助」「共助」の強化に向けた対策が必要となっています。</li> <li>● 県内では、中越地震（平成16年10月）と中越沖地震（平成19年9月）という2つの大地震によって多くの家屋の倒壊が発生していることから、耐震診断・耐震改修の実績を引き上げる必要があります。</li> <li>● 近年、日本各地で記録的な豪雨による大規模な浸水被害や土砂災害の発生が続いており、羽越水害により大きな被害を受けている胎内市では特に警戒が必要です。</li> <li>● 東日本大震災や近年の浸水被害、土砂災害の教訓として、災害の予兆に気づいて、適切なタイミングを逃さない早めの避難が何よりも重要であることから、適切な情報提供と安全な避難の誘導を行う体制づくりが必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 「自助」「共助」「公助」の連携によって災害から市民の尊い命が守られています。
- ◇ 被害を最小限に食い止め、迅速な復興を実現する体制が整っています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、災害発生時には救助・救援・復旧活動に全力で取り組むとともに、市民の命を守ることを最優先に防災・減災に向けた事前の対策を講じます。
- ◇ 市民は、自分の命は自分で守る（自助）、自分達の地域は自分達で守る（共助）意識を持ち、災害発生時に取るべき行動の理解と事前の準備・対策に努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 地域と協働による総合的な防災対策

- ◇ 大規模自然災害の発生に備えて、市や関係機関が取り組むべき内容を明確にする地域防災計画、住民避難計画、事前復興計画などの見直し・策定を行い、必要な対策を計画的に推進します。
- ◇ 共助を担う地域の防災体制の強化を図るため、自主防災組織の立ち上げの促進、防災拠点・避難所の機能の点検、総合防災訓練などを推進します。
- ◇ 自主防災組織、学校や保育園、福祉施設等と連携して、災害時要援護者の避難を支える体制の構築を図ります。
- ◇ 自助、共助の取組を促進するため、各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する「防災ガイドブック」のPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施などを推進します。

#### ② 消防・救急体制の強化

- ◇ 火災などの災害や救急時の体制強化に向けて、市内企業等の理解を得ながら消防団員の加入促進を図るとともに、極端に団員が少ない地域では分団の統廃合などの対策を検討します。
- ◇ 近隣市町村と連携して、救急・消防体制の維持を図ります。
- ◇ 消防水利の確保や住宅用火災警報器の設置などを推進します。

#### ③ 命を守る耐震改修の促進

- ◇ 耐震診断・耐震改修を促進するため、支援制度のPRに取り組むとともに、部分改修や耐震シェルターの設置といった負担の小さな対策まで支援を拡大することを検討します。

#### ④ 土砂災害や水害対策の推進

- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理や護岸の改修、河床の掘削などに計画的に取り組みます。
- ◇ ハザードマップ等をもとに、特に災害発生リスクが高い場所について土砂対策施設の整備や排水ポンプの拡充など緊急的な対応を検討します。

#### ⑤ 適切な情報提供による安全な避難の誘導

- ◇ 災害情報の重要な提供ツールである防災無線の改修や防犯・防災メールの登録拡大を推進します。
- ◇ 津波については、最新のシミュレーション結果に基づいて、津波ハザードマップの作成と避難計画の検討に取り組めます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 23. 交通安全・防犯

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通危険箇所を減らすため、路面標示やカーブミラーの設置、道路区画線の補修などの交通安全施設の整備・拡充を進めてきました。</li> <li>● 交通安全指導員を中心に子どもや高齢者に対する交通安全教室を開催して交通ルールやマナーの周知徹底を図ってきました。</li> <li>● 行政と自治会・集落、ボランティア組織、事業者等の連携を定めた「胎内市安全・安心なまちづくり条例（平成19年度施行）」に基づき、胎内警察署や胎内市防犯組合連合会、胎内市子どもを見守りタイ等と連携して、市内全域で防犯パトロールなどの防犯活動を展開してきました。</li> <li>● 夜間の犯罪発生を抑制するため、防犯灯の整備や明るく故障が少ないLED防犯灯への取替を進めてきました。</li> <li>● 製品やサービスの欠陥や不当な取引等の消費者被害から市民を守るため、行政書士による月1回の無料相談や消費者行政に関する啓発チラシの全戸配布を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全施設の整備を行い危険箇所が減少し、交通事故発生件数は減少傾向にあります。</li> <li>● 交通事故の防止や被害拡大の防止という観点から、高齢者の運転免許返納の促進やチャイルドシート購入費の補助などを実施してきました。</li> <li>● 補助金制度の導入やその後の補助金額の見直しによって、過去5年間で市内の防犯灯の2分の1超がLEDに切り替えられています。</li> <li>● もともと県内でも犯罪発生率が低い地域ですが、犯罪件数は近年さらに減少しています。</li> <li>● 災害や犯罪の発生に対する警戒情報などを登録者に電子メールで配信する「防犯・防災メール」を運用しており、平成28年10月末現在の登録者数は1,711人です。</li> <li>● 無料相談会の参加者数は減少傾向にあり、平成26年度は1回につき平均1名に対応している状況です。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通事故件数や犯罪件数は減少していますが、高齢者数の増加に伴って高齢者の関わる交通事故、高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質な訪問販売、徘徊等の事故・事件などが増加する恐れがあることから、関係機関が連携した対策が必要です。</li> <li>● 交通危険箇所については、学校教育課、地域整備課、総務課で通学路の安全点検を実施した結果、多くの改善要望が出てきており、ソフト・ハードの両面から一層の対策が必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 子どもから高齢者までの幅広い市民が互いに声をかけあって、事故や犯罪を未然に防ぐ安心して暮らせるまちになっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、関係者と連携した防犯体制の強化と事故や犯罪が発生しにくい環境整備を進めます。
- ◇ 市民は、事故や犯罪を防止するため、交通法規の遵守や地域の見守り、地域の危険箇所の点検・改善などに積極的に協力します。

### (4) 施策の内容

#### ① 交通安全対策の推進

- ◇ 路面標示やカーブミラーの設置、道路区画線の補修などの交通危険箇所を対象にした安全対策を推進します。
- ◇ 子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保のため、学校や地域と協働で歩道の整備や見守り活動、交通安全教育の実施などの対策を検討します。
- ◇ 運転に不安を覚える高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、制度のPRに努めます。

#### ② 地域等と連携した犯罪被害の抑制

- ◇ 関係者と連携して防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図るとともに、地域の見守り活動との連携や防犯・防災メールの配信などによる安全な地域づくりを推進します。
- ◇ まち中の商店や銀行等の事業所と協力関係を構築し、異変発見のネットワークの構築など特殊詐欺被害の防止に向けた新たな取組を推進します。
- ◇ LED防犯灯への設置切替や既設の防犯灯の修繕等を推進します。
- ◇ インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携し啓発に努めます。

#### ③ 消費者相談体制の強化

- ◇ 消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法等に対応する消費生活相談や多重債務相談、これらの被害防止に向けた啓発の推進に取り組みます。
- ◇ 特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 24. 市民協働

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種計画を策定する際には、いわゆる広聴の枠を超えた行政参加の手法の1つとして、計画の内容について市民自ら考え自分の言葉で表現する市民ワークショップの開催に取り組んできました。</li> <li>● 自治会等の地域のコミュニティ組織を育成するため、まちづくり活動を始める際の資金面の援助や活動場所となる集会所の整備に対して助成してきました。また、こうした取組を始めようとする市民を対象に講習会を開催して支援制度の啓発を図ってきました。</li> <li>● 地縁組織以外の有力なパートナーの1つであるNPO法人の認証手続きや申請の支援などを行ってきました。</li> <li>● 地域の問題や市政運営上の課題について、関係機関や関係団体、市民、企業などが集まって情報交換や協議を行う各種協議会の設置や支援を行ってきました。</li> <li>● 市民（団体）が企画立案した地域活性化事業または市と協働で実施する事業について費用の一部を補助する「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金」、集会所の新築、増築、改築または改修に対して補助金を交付する「胎内市集会所建設事業費補助金」、自治会・町内会等が行う必要な備品の購入や集会所施設の整備に対して助成を行う「コミュニティ助成事業」の3つの支援制度を運用してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金」は年間30件前後の市民提案を含む40件程度の事業に交付しています。「胎内市集会所建設事業費補助金」および「コミュニティ助成事業」は年に数件採択されています。</li> <li>● 教育・文化や福祉分野では市民団体等の活動が多く、自然環境保護活動では企業との連携も行われています。</li> <li>● NPOとの連携を強化するため「NPOと行政職員のための協働アクションセミナー」の開催などにも取り組みました。</li> <li>● 市内では、黒川地区地域振興協議会や胎内市雇用促進協議会など様々なテーマのもとに設立され、様々なメンバーで構成される協議会が活動しています。</li> <li>● 市民アンケートでは、行政の会議等に参加、市民同士の話し合い、自治会やNPO等の市民活動等に「積極的に参加したい」と答えた人は4.3%、「求められれば参加したい」という人とあわせても35.9%とやや少なくなっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民活動等に参加したいという人はあまり多くありませんが、趣味（の延長）の活動やちょっとしたボランティア活動は様々な分野で行われています。人が輝くまちづくりの土台として、参加したい人を捉えながら、市民活動に対する意識を変えて協働の輪を広げていく必要があります。</li> <li>● 既に活動している団体からは、人材や活動資金、協働のパートナー等の不足が課題としてあげられています。また、地域コミュニティの核となる自治会・集落では、人口減少や高齢化、加入率の低下等による組織力の低下が見られます。現在、市内では様々な分野で市民が活躍していますが、市民活動の把握や支援は各分野でバラバラに行われている傾向があることから、困難を抱える市民団体に対して分野をまたいだ支援や交流促進を図り、市民協働を一層推進する環境づくりが必要となっています。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民や企業、行政がそれぞれの持つ力を生かしてまちづくりに取り組んでいます。
- ◇ 協働のまちづくりの結果、胎内市の公的サービスの水準が向上しています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、自ら汗をかいて地域の課題解決を目指す市民の活動を育成・支援し、こうした市民と二人三脚でまちづくりに取り組みます。
- ◇ 市民は、まちづくりへの参画や行政との協働を特別なものと捉えず、自分の住む地域の今後のあり方を考え、その実現に持てる力を発揮するよう努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 活動を始めるきっかけづくり

- ◇ まちづくりに関心はあるが何をしたら良いかわからないという人のために、参考となる市内の活動事例をまとめた情報の提供や、研修会、ワークショップなどの機会の拡充を図ります。
- ◇ 既存の支援制度を拡充した小さなイベント等の開催支援や市民活動版のチャレンジショップの開設など新たな層に訴求するようなテーマや機会を用意することを検討します。

#### ② 市民活動団体の育成・支援の拡充

- ◇ 市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動に対する活動資金や活動場所に関する支援の継続・拡充を図ります。また、採択に至らない団体や事例の少ないソフト事業の採択増加に向けた後押しを行います。
- ◇ 活動団体同士の関係づくりにつながる交流会の開催、活動内容の情報発信の支援、その他市民と行政の顔の見える関係づくりなどのフォローアップに取り組みます。
- ◇ 一定の実績を持つ活動団体がより安定した活動基盤を得られるようNPO法人格取得の相談を継続して実施します。

#### ③ 地域自治の推進

- ◇ その他の市民活動団体への支援と同様に自治会活動の活性化を支援します。
- ◇ 地域住民の地域への誇りの醸成や地域資源を活用した生業づくりの支援に取り組みます。

#### ④ 協働の仕組みづくり

- ◇ 重要課題に対しては、積極的に協働により取り組みます。
- ◇ 協働による取組を創出できるような人材育成を検討します。
- ◇ NPOと行政が協働により、地域課題の解決を図る取組を創出します。
- ◇ 自主財源の確保に向けたアドバイスなど市民活動団体が自立的・継続的に活動ができる環境づくりを進めます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)



## 25. 広報・広聴

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年 24 回発行する市報や市ホームページ、その他の広報媒体を活用して市政等の最新情報の提供を行ってきました。</li> <li>● 多様な市民の声を市政に反映させるため、市ホームページや主要な公共施設に備え付けの様式を通じてご意見、ご要望、ご質問を寄せていただき、受付・回答を行ってきました。</li> <li>● 主要な計画を策定する際には、パブリックコメントの実施や市民委員の委嘱などを行ってきました。</li> <li>● 胎内市ボランティアセンターによる「点字や声の広報」の提供を行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市報は、市ホームページでも市報の公開を行っており、公開日には多くのアクセスを集めています。</li> <li>● 新たな伝達手段として、各課で Facebook、Twitter、YouTube などの SNS の運用を始めました。</li> <li>● インターネットを利用していない市民向けには、テレビデータ放送による文字での情報提供にも取り組んできました。</li> <li>● 市民アンケートでは、今後の情報発信のあり方として「市報たいたいの活用」が年代を問わず最も多くの回答を集めています。</li> <li>● ご意見、ご要望を受け付ける「市長への手紙」には、年 20 件超の投書が寄せられています。</li> <li>● 全 75 委員会でのべ 987 人の市民委員の委嘱を行っています。このうち公募委員は 23 人となっています。</li> <li>● 市民アンケートでは、市民の意見や要望が現在の市政に「反映されている」と答えた人は 17.8%と少なくなっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートではさらに、市民の意見や要望を市政に反映するために「市政に関する情報の積極的な公開」と「アンケートなど広く市民の意見を聞く機会の増大」が特に必要とされており、基本構想に掲げる基本方針の1つ「市民協働」を推進するためにも、基本的な広報機能、広聴機能の充実が必要です。</li> <li>● SNS の運用は始めたばかりですが、情報を素早く拡散する、発信した情報に対する反応を直接確認する、双方向コミュニケーションにより市政に対する理解を促進するといったメディアの特性を生かした情報の受発信を今後も積極的に展開していく必要があります。</li> <li>● SNS をはじめとする ICT の進歩によって手軽に広く情報を発信できるようになったことを生かして、観光・交流や移住の促進、企業誘致など市外を対象にした情報発信に積極的に取り組むことも必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 行政が親しみやすい存在となっています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民が行政を身近に感じられるよう、市政情報を分かりやすく伝えるとともに、市民が市政情報を入手しやすく、市政に対して意見や要望を伝えやすい環境を整備します。
- ◇ 市民は、市政に対して関心を持ち、積極的に市政情報を入手し、自らの声を行政に伝えるよう努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 接点の拡大と分かりやすい情報の提供

- ◇ 市報たいたいのさらなる充実を図ります。
- ◇ 忙しくて広報を見ない、市政にあまり関心がない、インターネットを利用していないといった方々が日常的に市政情報に触れることができるよう、内容やターゲットにあわせて、説明会の開催やメール配信、駅等のまち中での情報発信機能の強化といった対策を検討します。
- ◇ 市政を身近に感じるための方策の1つとして、市議会のインターネット中継などの実施を検討します。

#### ② 市民の意向の確認と反映

- ◇ パブリックコメントや公募委員の参画などの拡充を図るとともに、市ホームページのアンケート機能の有効活用や、市政モニターや地区懇談会開催の検討など気軽に行政に意見や要望を提出する機会を増やします。
- ◇ 市民の意見や要望を適切に市政に反映する体制の構築に向けて庁内の調整を進めるとともに、寄せられた意見や要望の対応状況を公開する新たな仕組み等の導入を検討します。

#### ③ 双方向型のコミュニケーションの推進

- ◇ 市政への理解の促進と胎内市のファンの拡大を目指して、アカウントの整理や活用の拡大をはじめとする SNS の運用方法を改善し、市民と行政の情報交流を促進します。

#### ④ 積極的なシティセールスの推進

- ◇ 企業連携や交流促進等に関する涉外窓口の一本化など様々なメディアを活用して戦略的に胎内市の情報を発信していくための体制づくりを検討します。
- ◇ 子どもや市外からの来訪者といった従来とは異なる視点からまちの魅力を発掘、評価を行い、新しい層に届かせる情報発信の実施を検討します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

## 26. 人権の啓発・擁護

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演会や研修会、パネル展などを開催して、市民に対する人権に関する教育・啓発を行ってきました。</li> <li>● 人権擁護委員の活動支援や無料相談の実施などにより地区住民の生活上の課題やその他様々な人権問題の解決を図ってきました。</li> <li>● 庁内に人権推進委員会を設置して各種の人権対策事業を推進するとともに、職員の人権意識の徹底を図ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演会と研修会をそれぞれ年1回開催し、毎年500人前後の市民が参加しています。パネル展もこれにあわせて開催しています。</li> <li>● 新潟弁護士会に依頼をして月1回無料の法律相談を開催してきました。</li> <li>● 平成28年3月に実施した市民意識調査では、人権や差別問題に関心があるかどうかをたずねる質問に対して「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と答えた人が全体の3割となっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民意識調査を通じて人権について関心が低いことが明らかになっていますが、個人の尊重や法の下での平等は日本国憲法に定められた国民の権利及び義務であり、基本的な人権に対する正しい理解を促進する継続的な働きかけが必要です。</li> <li>● 近年では、外国人やLGBTといった方々に対する差別、いわゆるヘイトスピーチの流布、インターネットの匿名性を利用した個人の名誉やプライバシーの侵害など日本社会全体に不寛容で排他的なムードが広がりつつあることから、こうした新しい課題に対しても適切な対応ができる社会を目指して教育や啓発を進める必要があります。</li> <li>● 基本的な人権の尊重という観点はもちろん、社会の活力を生み出すためにも多様性の尊重、機会の平等が重要な課題となっています。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 市民一人一人の人権が尊重され差別と偏見のない明るい社会が実現しています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民ひとりひとりの人権を守るため、基本的な人権に対する正しい理解を促進し、偏見や差別を受ける方々の救済に努めます。
- ◇ 市民は、基本的な人権を尊重し、お互いの価値観を認め合うよう努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 正しい理解を広める教育・啓発の推進

- ◇ 人権問題に関する講演会やパネル展などの開催を継続して、人権意識の向上を図ります。
- ◇ 外国人やLGBT、ヘイトスピーチといった新しい課題も含めた多様な人権問題に関する啓発に取り組みます。
- ◇ これから道徳観や倫理観を形成する若年層や、各種の施策や支援制度を運用する行政職員に対する教育や研修の強化を図ります。
- ◇ 人権教育に関する授業公開や意見交換の場等を設け、家庭や地域との連携を図ります。

#### ② 人権侵害の救済と人権擁護

- ◇ 差別や偏見などの人権侵害が発生した場合は、被害者の救済に万全を期す体制づくりに努めます。
- ◇ 関係機関や人権擁護委員、その他人権関係団体等と連携して相談・支援体制の強化を図り人権擁護に努めます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 27. 男女共同参画

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月に施行）に基づいて、様々な施策を進めてきました。</li> <li>● 講演会やパネル展などを開催して男女共同参画社会に関する啓発を図ってきました。</li> <li>● 関係機関と連携して DV 被害に関する相談窓口の周知を図ってきました。</li> <li>● 男女共同参画による活力のあるまちづくりを進めるため、政策・方針決定の場や地域活動などにおける女性の参画を推進してきました。</li> <li>● 企業における男女共同参画の取組や仕事と家庭生活等が両立しやすい環境づくりを推進してきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講演会とパネル展を毎年 1 回程度開催しており、平成 26 年度は 3 日間のパネル展期間中に 720 人の来訪がありました。</li> <li>● 市の各種審議会・委員会等に積極的に女性を登用しています。女性登用率は年々上昇傾向にあります。</li> <li>● 企業への働きかけの 1 つとして、「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」の登録と支援を推進しており、平成 27 年度末現在 3 社が登録しています。</li> <li>● 「第 2 次胎内市男女共同参画プラン 21（平成 27 年 3 月）」の策定にあたって実施したアンケート調査では、家庭、職場、地域社会の各場所で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が多くなっています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケートを通じて市内には男女の固定的役割分担意識が根強く残っていることが明らかになっていることから、慣習や慣行にとらわれず、一人一人が個性や能力を十分に発揮するための意識づくりが必要です。</li> <li>● 人口減少・少子高齢化社会における経済・社会の活性化という観点から少子化対策や女性の社会参画が期待されていますが、そのためには、出産や子育てに対する支援の充実、子どもを産み育てたいと思える環境づくり、女性が仕事を続けやすい、または、出産等により一旦退職した女性が再チャレンジしやすい社会づくりが必要です。</li> </ul>

### (2) 目指すまちな姿

- ◇ 互いを尊重し支え合うことで、女性と男性が生き生きと活躍できる社会が実現しています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発や女性の権利保護などに率先して取り組みます。
- ◇ 市民は、男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いを尊重し支え合うよう努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 男女平等意識の啓発

- ◇ 男女共同参画に関する講演会やパネル展などの開催を継続して、男女平等意識の啓発を図ります。
- ◇ 児童虐待や DV・セクハラ防止のための啓発や相談窓口の周知に努めます。
- ◇ 固定的性別役割分担意識・社会的慣習を見直すための情報発信を行います。

#### ② 男女がともに働きやすい環境の整備

- ◇ 男性の家事・育児・介護への参画を促進し、これらに関する能力向上の取組を実施します。
- ◇ 「ハッピー・パートナー企業」の登録など企業に対する働きかけを継続して推進します。
- ◇ 子育てサービスや介護サービスの拡充、出産・子育てで一度職場を離れた女性に対する職業訓練や再就職支援の拡充など仕事と家庭の両立を支える環境の整備を図ります。

#### ③ 行政が率先する男女共同参画の推進

- ◇ 市の審議会等への女性の積極的な登用を継続して推進します。
- ◇ 男性の育児休暇の取得奨励や女性管理職の積極登用など職場環境の整備・風土の改善を進めます。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

## 28. 時代に適応した行政運営

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厳しい財政状況の中で充実した行政サービスを提供するため、最小の経費で最大の効果を発揮することを目指す行政改革を推進してきました。</li> <li>● 市が実施する施策、事務・事業について、実施方法、コストや効果、目標の達成度合い等を評価・検証することにより、行政経営資源（ヒト・モノ・カネ）の配分を改善する行政評価を実施してきました。</li> <li>● 職員定数の適正化を進めながらサービスの質の維持・向上を図るため、組織や執行体制の見直しを行う組織機構改革を積極的に進めてきました。</li> <li>● 高度化・多様化する市民要望に対応するため、職員に対する研修などの人材育成に取り組んできました。</li> <li>● 人材育成の取組とあわせて、職員の健康管理、メンタルヘルス研修なども行ってきました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の視点から多角的な評価意見を取り入れる外部評価を実施してきました。</li> <li>● 組織機構改革を実施するにあたっては、各担当の業務量を調査し、課・係の新設や統廃合、指定管理者制度の導入などを行ってきました。</li> <li>● 21施設で指定管理者制度を導入し、民間企業やNPO等の力を生かした行政運営の効率化や行政サービスの向上を図っています。</li> <li>● 市独自の採用職員研修、人権啓発研修、メンタルヘルス研修などを実施しているほか、県や市町村アカデミーの実施する研修への派遣などを行っており、毎年延べ500人以上が研修に参加しています。</li> <li>● 平成26年度からは、窓口業務担当職員を対象とした接遇・クレーム対応研修を実施し、研修後には実際に窓口を利用した市民に対して対応を評価するアンケートを実施した結果、「大変満足」「満足」が9割という評価を得ました。</li> <li>● 平成28年度よりストレスチェック制度を導入し、高ストレス者の早期発見と職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境の改善に取り組んできました。</li> <li>● メンタルヘルスの不調により1か月以上の療養休暇を取得する職員が存在している状況に対して、メンタルヘルス職場復帰支援プログラムを策定しています。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政状況が厳しい中でも地方分権、地方創生を担う地方自治体の役割が大きくなっていくことから、行政改革を推進し、市民のニーズに的確に答えられるよう、合理性、柔軟性、透明性、迅速性を備えた組織体制を構築することが必要です。効率化を進める一方で、増加する高齢者などに対する丁寧な対応なども求められることから、市民の視点を常に意識して行政運営を進める必要があります。</li> <li>● 職員定員の削減が進んで1人当たりの業務量が増加していることから、限られた人材で最大の効果を発揮するために研修や職員の健康管理などを強化する必要があります。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ メリハリをつけた行政運営により効率的で質の高い行政サービスが提供されています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、市民の視点に立った行政運営を基本に行政改革を推進し、効率的で質の高い行政運営に努めます。
- ◇ 市民は、単に行政サービスの受給者という枠を超えて、当事者として行政と連携し、行政の新しいチャレンジをサポートします。

### (4) 施策の内容

#### ① 行政評価と業務内容の改善

- ◇ 行政評価システムに基づいて継続的な業務内容の改善を進め、業務の効率化と透明性の確保を図ります。
- ◇ 新たな行政サービスの導入検討や既存の施策の改善を図るため、場所や期間を限定して施策を試行する社会実験などの取組を積極的に推進します。

#### ② 実行力の高い執行体制の構築

- ◇ 社会状況の変化にあわせて課・係の新設や統廃合などの組織体制の見直しを行います。
- ◇ 複数の政策分野に関わる重要な課題がある場合には、部署を横断するプロジェクトチームを立ち上げて柔軟に対応していきます。
- ◇ 指定管理者制度や管理委託の導入を拡大するとともに、業務の性質や民間側の提案内容等を慎重に見極めながら性能発注方式による包括的民間委託などの新たな方式の導入を検討します。

#### ③ 広域連携の強化

- ◇ 一部事務組合による共同処理を継続して実施するとともに、定住自立圏構想の推進により必要な機能の確保やさらなる業務の効率化を図ります。
- ◇ 行政運営を行う上で、財政支援や人的支援、制度の弾力的運用などが必要になった場合には国や県に対する働きかけを行います。

#### ④ 市民の利便性の向上

- ◇ 接遇・クレーム対応研修を継続的に実施して待ち時間の短縮や高齢者等に対する相談機能の向上を図るとともに、自動交付機の設置など窓口サービスの充実に向けた検討を行います。
- ◇ スポーツ施設の予約等に続いて各種手続のオンライン化を推進し、市民の利便性向上を図るとともに、マイナンバー制度への対応やセキュリティ対策など必要な取組を推進します。

#### ⑤ 職員の能力を引き出す人材管理

- ◇ 人事評価制度を活用し、職員のモチベーション向上や人材育成を図り、組織の活性化と公務能率の向上に取り組めます。
- ◇ 職員のコンプライアンス意識の向上など新たなテーマを取り上げながら職員研修の拡充を図ります。
- ◇ 健康診断やメンタルヘルス対策などを徹底し、職員が持てる能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、適材適所の人員配置等を通じてワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)

## 29. 経営的視点に基づく財政運営

### (1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政の健全性の指標の1つである実質公債費比率の数値の抑制を目標に、歳出歳入の徹底した見直しに取り組んできました。</li> <li>● 行政評価に基づいて事務・事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入などを進め、歳出の削減を図ってきました。</li> <li>● 必要な基盤整備については、交付税措置の大きな合併特例債をできるだけ活用して、市の負担軽減を図ってきました。</li> <li>● 市税の課税客体の適切な把握と徴収率の向上により自主財源の確保に努めてきました。</li> <li>● 未利用地を中心とした市有財産の売却、賃貸により管理費用の削減と財源の確保を図っています。</li> <li>● 今後、高度経済成長期に建設した多くの公共施設が更新時期を迎えることから、維持管理・更新に要する将来の負担を推計し、適正管理に関する基本的な考え方を「公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）」としてまとめました。</li> </ul>
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人・法人の市民税は景気によって増減があり概ね15億円前後で推移しています。市税収の5割超を占め基幹税となっている固定資産税収入は減少傾向にあり、過去10年間に2億円程度減少しています。</li> <li>● 平成21年4月に新潟県と市町村が共同で滞納整理を行う新潟県地方税徴収機構が発足し、ここで得た知見を生かして市税の徴収方法の改善を図りました。</li> <li>● 特に悪質な滞納者には差押えを実施して滞納額の低減に努めた結果、市税徴収率は増加しており、平成26年度には96.9%となっています。また、コンビニ収納を実施した結果、納期内納付者が増加しており、滞納繰越額の低減につながっています。</li> <li>● 歳出面では、公債費や人件費の抑制を推進していますが、社会保障費が過去10年間で約2倍に増加しています。</li> <li>● 実質公債費比率の数値は、目標としていた起債制限の基準18%を平成23年度に達成し、平成27年度には13.3%まで低下しています。</li> <li>● 人口当たり職員数を基準に削減目標を設定して職員定員の適正化を進めた結果、過去10年間に職員数が約15%減少しています。</li> <li>● 現在保有する全ての公共施設を維持していくことは財政的に困難であり、施設の更新時期にあわせて25%程度の縮減を図る必要があります。</li> <li>● 市民アンケートでは、現状に対する負担感が強く、資産の売却や広域連携による対応あるいは事業の縮小・廃止といった負担増を避けたい意識がうかがえます。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化や人口減少にともなう市税収入の減少、地方交付税の合併算定替や合併特例債の期間終了など歳入の減少が予想されます。一方の歳出は、高齢化にともなう社会保障費の増大や老朽化した公共施設等の維持管理費の増大が予想されます。</li> <li>● この10年間に公債費比率を大きく減少させることができましたが、今後は無駄の削減だけでなく、選択と集中の考え方により歳出の抜本的な見直しを図る必要があります。</li> <li>● 特に財政上大きな負担となっている公営企業への操出や各種施設運営費の抑制を図るため、公共施設の統廃合や包括的民間委託の導入などを積極的に検討することが必要です。</li> <li>● 景気回復や経済成長がない限り市税収入の増加が期待しづらい状況ではありますが、安定した財政基盤の確保に向けて市税収入の安定化や新たな財源の獲得を進める必要があります。</li> </ul>

### (2) 目指すまちの姿

- ◇ 新たな投資ができる余裕を持った健全で安定した財政基盤を確立しています。
- ◇ 適切に管理された公共施設やインフラが負の遺産とならずに機能しています。

### (3) 施策展開における行政、市民等との役割分担

- ◇ 行政は、持続的な自治体経営に向けて、規律ある財政運営と安定した財政基盤の確立に努めます。
- ◇ 市民は、納税の義務を果たすとともに、市の財政を家計に置き換えて理解し、選択と集中の考え方のもと投入されている税金の使われ方に関心を持ち、市財政への理解に努めます。

### (4) 施策の内容

#### ① 行政評価と連動した財政運営の推進

- ◇ 行政評価と予算配分の連動性を高めながら、行政評価に基づいて、業務の改善による経費の削減や有効性に関する評価を反映した予算額の見直しなどに継続して取り組みます。
- ◇ 適正な公債費比率の維持や職員定員の適正管理などを継続して歳出の拡大防止を図ります。
- ◇ 予防分野の重視等の戦略的な予算配分による歳出の圧縮を検討します。

#### ② 外部委託の合理化・健全化

- ◇ 指定管理者制度や管理委託の導入を拡大するとともに、業務の性質や民間側の提案内容等を慎重に見極めながら性能発注方式による包括的民間委託などの新たな方式の導入を検討します。【再掲】
- ◇ 公営企業、第三セクター等への委託契約については、有効性や効率性を再評価し、必要に応じて見直しを行います。
- ◇ 契約の透明性や事業の効率性に配慮しながら、地域内の資金循環を高め、市経済の活性化と地元企業の育成を図ります。

#### ③ 公共施設等の最適化と有効活用

- ◇ 公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設・インフラ施設の更新、長寿命化、再配置や統廃合などを推進し、将来負担コストの圧縮を図ります。
- ◇ 廃止施設や遊休地・未利用地等の市有財産の売却・貸付を推進し、財源の確保を図ります。
- ◇ 施設整備にあたって民間の知見や資金を活かし、建設費やその後の維持管理費を抑える低予算開発を推進するとともに、市道等を活用した中条市に代表されるような施設の開放や柔軟な運用によって維持管理費を捻出するといった新たな取組を検討します。

#### ④ 公平で適正な賦課徴収の推進

- ◇ 市の財政状況や税金の使い道などを市民に分かりやすく伝えることで、市民の納税意識を高めます。
- ◇ 課税客体の適切な把握と継続的な滞納整理の実施により、公平で適正な賦課徴収に努めます。
- ◇ ふるさと納税や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど各種制度を活用した財源の確保を検討します。

### (5) 成果指標

指標名	説明	現状 (平成28年度)	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)